

国際ワークショップ

「アジアにおける人の移動と労働市場(2005年)」報告書

2005年1月20、21日

東京

主催：労働政策研究・研修機構(JILPT)

後援：厚生労働省(MHLW)

経済協力開発機構(OECD)

国際労働機関(ILO)

(目次)

結果概要

議事概要

プログラム

参加者

結果概要

労働政策研究・研修機構は「アジアにおける国際的な人の移動と労働市場」に関する情報を持ち寄って意見交換することを目的とした国際ワークショップを厚生労働省、OECD、ILOの後援を得て、2005年1月20、21日、東京で開催した。ワークショップには中国、マレーシア、インドネシア、タイ、韓国、フィリピン、シンガポール、香港、オーストラリア、ベトナム、台湾の11の国・地域から専門家と政策担当者及びOECDとILOの専門家を招き、日本の専門家、厚生労働省等の関係行政関係者を交えて討議した。このワークショップは1995年から毎年1回の会議を重ね、今回は11回目に当たる。

第1セッション

第1セッションでは、「アジア地域における国際的な人の移動の状況及び移民政策の改善状況」について関西学院大学の井口教授が基調報告を行い、これを受けて参加者間で議論を交わした。

井口教授は、2004年のアジアの経済、労働市場の動きを概括した後、アジアにおける国際的な人の移動と移民政策に関し、過去1年間の動きの中で注目すべき点として、政治的にも経済的にも、また「国際的な人の移動」の観点からも、中国の存在感が高まってきている、高技能熟練労働者を自国にいかにつけるかという競争が東アジアの国々で高まっている、マレーシア、タイ、韓国の3カ国において未熟練外国人労働者の受け入れが増えており、この管理を強化し違法外国人労働者を減らすことを目的に送り出し国と2国間協定を結んでいる、自由貿易協定を結ぶ動きが東アジアでは本格化し始めたが、これは貿易、資金の自由な移動、海外直接投資のみならず、国際的な人の移動にもかかわってくる、の4点を上げた。

これを受けた意見交換では、日本がフィリピンから看護師・介護士を受け入れる協定の締結に向け合意したことがとりあげられ、これとの関連でOECD諸国では医療関係者の外国からの受け入れを緩和する動きが目立つとの報告があった。また、高技能労働者をめぐる競争が始まっているとの指摘に対し、マレーシアから「流出した頭脳」を引き戻すために様々なインセンティブを用意したプログラムをつくっているが、あまり効果はないとの報告があった。

第2セッション

第2セッションでは、第92回(2004年)ILO総会「移民労働者に関する委員会」にお

ける一般討議の結果及びその後のILOの取組状況について、ILOのピヤシリ・ウィクラマセカラ社会的保護総局上席移民専門官が報告、これを受けて参加者間で討議した。

ウィクラマセカラ専門官は、ILO総会で採択された「移民労働者に関する行動計画」について、非拘束の多国籍間のフレームワークを採択すること、国際労働基準やそのほかの法的文書の適用、ILOグローバル雇用アジェンダの国家レベルでの実施のサポートを提示すること、など非常に幅広い内容を含んだもので、移民の保護や扱いだけに絞ったものではなく、雇用機会を創出、各国の経済・社会開発のサポートなども視野に入れたものであることを強調、この計画を実施に移し実効性のあるものとするためには、移民労働者の能力開発、各国政府を初めとする関係者の意識の啓蒙、技術支援、ソーシャル・ダイアログの強化、行動計画のフォローアップのメカニズムづくりなどを進めることが必要であると指摘し、特に重要なのは各国の移民政策の立案に役立つ"グッド・プラクティス"を可能な限り多く収集してデータ・ベース化を構築し情報提供していくことであると報告した。

この報告に関する質疑応答、討論ではドメスティック・ワーカー(家事労働者)として就労している外国人労働者の保護の問題に議論が集中した。まず、多くのドメスティック・ワーカーをシンガポール、マレーシア、香港などに送り出しているインドネシアの参加者が「ドメスティック・ワーカーには今までのところ、全く規制がない。労働時間や労働条件についての労働基準は適用されていない。ILOは具体的な条約をつくるのか」とただしたのに対し、ウィクラマセカラ専門官は「ドメスティック・ワーカーは労働法の適用外だ。自国の家政婦も、国内法の保護から除外されている状況があり、既存のフレームワークは不十分だ。ILOはドメスティック・ワーカーの問題への対応が不十分である」との認識を示し、「条約だけが回答ではない。何らかのガイドラインの作成、人権委員会を取り上げること、オンブズマンが取り上げることなど、いろいろな手段がある。ILOでは、まだドメスティック・ワーカーの解決策を打ち出していない。明確な解決策はない。国内の労働法の観点から、それぞれの国が保護に向けて活動すべきだ」と応じた。

ついで、ドメスティック・ワーカーは韓国では労働者と考えられていない、したがって労働基準などで保護することは難しい、日本においてはドメスティック・ワーカーは、労働基準法の対象外になっている、香港にいるフィリピン人ドメスティック・ワーカーはコミュニティーの結成力は強く。コミュニティーの中での情報の流れが円滑で、多くの人たちが問題解決に向けての情報を共有できている、など各国の状況が報告され、国内だけに限らず、国際的にディスカッションを深めて行くとの認識で意見一致した。

第3セッション

第3セッションでは、韓国における雇用許可制度の概要とその実施状況について、韓国労働省のリー・ヨーサン外国人労働力政策課課長補佐が報告、これを受けて参加者間で討議した。

リー課長補佐は、2003年7月に国会で成立し2004年の8月17日から施行された外国人雇用許可制度(EPS)について、同制度は使用者が適切な数の外国人労働者を合法的に雇うことを許可するもので、これによって政府は組織的な形で外国人労働者を導入、管理できるようになったと説明した。

また、E P Sの具体的な施行方法についてリー課長補佐は、送り出し国と韓国政府(労働省)が覚書を取り交わし、これに基づいて「労働者の送り出し国」と韓国政府の公共機関が求職者を募集する、ここに民間の送り出し機関は介入できない、送り出し国の選考は、外国労働政策委員会が行い、覚書の対象国は、韓国が要求する要件を受け入れた国である、韓国の使用者と外国人労働者は労働契約を締結するが、これには賃金等の労働条件が含まれる標準の雇用契約書を使う、労働期間は最大3年間で、毎年労働契約を更新するかどうかを見直す、韓国語のテストが2005年の8月から必須となる、と説明。

さらに、リー課長補佐は、E P S導入の背景には、多数の違法外国人労働者の存在があり、この数を減らすことがE P Sの最大の狙いであると述べ、制度導入の初年度である2004年には2万5,000人外国人労働者の入国が許可することを計画したが、2004年末において発行した雇用許可証は1万823、入国者数が3,167人とどまっていると報告した。

この報告に対し参加者による討議ではまず、「E S Pはなぜ政府と政府の取り決めに制限したのか。民間の雇用促進業者のほうが効率もいい。理由は何か」との質問があり、民間の職業あっせん業者は不法労働者を入国させた歴史がある、外国政府が自国へきちんと労働者を戻す管理責任を持ってもらうことが「政府と政府の取り決めに制限した」理由である、との回答があった。

また、「年間2万5,000人の外国人労働者の導入では労働力の0.3%に過ぎず、少な過ぎないか」との疑義について、「2万5,000人は初年度の人数であり、来年は10万人になるかもしれない」との回答があり、このほかE S Pが対象とする業種は2004年は製造業、建設業、サービス業であった、協定はフィリピン、インドネシア、モンゴル、タイ、スリランカ、中国の6カ国と調印しているなどの追加説明があった。

第4セッションでは、過去1年間の経済、労働市場の動向、移民の流れの傾向及び外国人の人口動態の変化、移民政策の改革について、特に新しい変化や顕著な政策改善が見られた事項を中心に各国専門家が以下のような報告した後、参加者による討論を行った。

[マレーシア] 現在、7カ国と2国間協定を交わしているが、協定の内容は送り出し国によってそれぞれ異なっている。協定に基づき送り出し国が責任を持って違法労働者の本国送還が行われている。

[中国] では海外での雇用を確保するのに仲介業者を使っており、昨年未までに350のエージェンシーを許可している。国立のものも、民間のエージェンシーもある。一番重要なチャンネルは、プロジェクトレベルで雇用を確保している商務省のチャンネルである。

[フィリピン] では労働者の海外就労は2003年と比較して2004年も増えている。香港、日本、マレーシア、韓国への就労は減っているが、中東で伸びている。

[オーストラリア] 技能レベルの高い労働者を主な対象とした移民の「定住プログラム」を進めている。この移民はすべてが海外から直接来たわけではなく、3分の1は一時滞在者として入国し、その後、定住することになった者だ。最近はこうした傾向が強い。「移住プログラム」の特徴は、移民がある地域に集中して定住することで、技能労働者の18%がある地域に集中する現象も起きている。

[台湾] 外国人労働者の数は30万人ぐらいで安定している。その構成はかつては工場や建設関連の労働者が多かったが、現在はヘルスケア労働者や家庭のメイドが多くなってき

ている。国別では現在はベトナムが多い。

[香港] 技術者、会計士、建築家などが本土で就業できるようになった。家事労働者が外国人で最大のカテゴリーになっているが、飽和状態ともいえ、これ以上流入するとは考えにくい。家事労働者の出身国はフィリピン人に代わってインドネシア人の割合が増えている。

[インドネシア] 2004年の海外への労働者派遣は、アジア・太平洋地域、中東地域が主たる受け入れ先で、これによって送金額の増加があった。政府は、未熟練労働者の海外就労を抑制し、技能労働者の海外就労を増やす方向で政策を考えている。

[韓国] 外国人労働者雇用許可制度(EPS)を昨年導入したが、政治的に大きな問題があったのであまり注目を浴びなかった。外国人労働者の70%は不法滞在者であったが、幾分改善し45%になっているが、まだ高い数字である。

[シンガポール] エス・パスと呼ばれる新たな就労許可制度を2004年7月に導入した。この目的はITや医療などの分野の技能労働者を補充することである。エス・パス取得には技術的な資格、大学卒、専門職の認定などが条件となっている。

[タイ] 外国人労働者の数は2003年には220万人であった。内訳は、滞在期限切れの違法居住者が18.6%、不法就労者が36.3%、登録労働者(3つの隣国、ミャンマー、ラオス、カンボジアから受け入れ)が23.3%、隣国の難民5.0%、合法・非合法の技能労働者3.7%である。タイ人労働者の海外就労は減ってきている。1999年は20万人であったが、2004年の最初の9カ月にはわずかに11万7000人に減っている。

[ベトナム] 2004年に6万7,000人の労働者を海外就労させた。マレーシア、韓国、台湾が主な就労先である。海外で働くベトナム人の違法率が高いことが問題化し、受け入れ国と協力して改善するための環境づくりに努めている。労働力の対外輸出はベトナム政府の優先事項の1つである。

[日本] 2003年に79万人の外国人が働いている。それ以外に不法に入国した外国人もあり、トータルは90万人になる。また永住資格を取る外国人の数が増えてきている。不法滞在外国人問題を理由として国民に治安に対する不安が増大している。その対策として入管法を一部改正した。主なものは、罰金の引き上げ、上陸を拒否期間や一旦送還された外国人がまた日本に来られる期間を長くしたり、あるいは短くしたりするもので、25万人と言われる不法滞在者をできる限り減らすことを期待している。

各国報告の最後にJILPTの渡邊主任研究員が、日本の研修生・技能実習生制度に関する調査結果を報告した。渡邊主任研究員によると、日本では2003年末で研修生4万5,000人程度、技能実習生2万人程度を受け入れているが、同制度につきのような特徴・課題があった。受け入れ企業は人手不足、採用難の対策としてこの制度を利用している。送り出し国の生産設備、生産技術と、日本の設備、技術が異なっているので、技術移転という目的と実態が乖離している。研修生、技能実習生が習得する技能のレベルが、企業によって差が出てきている。実務研修のオン・ザ・ジョブ・トレーニングは幅広い技術習得に有益である反面、就労と区別することができないことが問題になっている。非実務研修は日本語能力の制約で計画どおりに進まないことが問題になっている。企業はすぐれた技能実習生の受け入れ期間を長くすること、あるいは再入国を希望している。研修、技能実習を終えて送り出し国に帰った後、送り出し企業に復帰できる人は非常に少ない。

こうした報告に関する討論では、「2国間協定」がもっぱら議論の遡上にのぼった。まず、2国間協定に関し「移民労働者の保護に関する規定は入っているのか」「ある国からは労働者を受け入れないということは、2国間協約を政治的な武器として使っているのではないか」との疑問が出され、受け入れ国として協定を推進しているマレーシアや台湾から「国内の労働者と同じような形で外国人労働者にも法が適用されている」との回答があった。また、送り出し国であるベトナムからは、違法労働者を減らすために受け入れ国に協力しているとの報告もあった。

また、受け入れ国からは、違法労働者対策だけでなく、政府が責任を持つ2国間協定を導入することによって、民間の外国人労働者あっせん業者の不正を防止するとの狙いもある、との説明があった。

第5セッション

第5セッションではスペシャル・トピックスである「移民、送金、経済発展」について議論した。同セッションはパート1、パート2に分け、パート1では「移民、送金、経済発展」に関する最近のOECDの研究成果について、OECDのジャン・ピエール・ガルソン雇用労働社会問題局非加盟国経済・国際移民課長とOECDコンサルタントのロナルド・スケルドン英サセックス大学教授が報告、これを受けて参加者間で討議。パート2では「労働者送り出し国の事例」をインドネシア労働移住省のアイ・グスティ・マデ・アルカ海外雇用サービス総局長、フィリピン海外雇用庁のカルメリータ・S・ディムゾン次長が報告、また「労働者受け入れ国の事例」をオーストラリア移民・多文化・先住民局のジョン・フランシス・ライアン経済人口統計分析部長と二宮正人サンパウロ大学教授(日本の事例)が報告し、これを受けて参加者間で議論を交わした後、フロアーの傍聴者を含めたオープン・ディスカッションをした。

(パート1)

第5セッションのパート1では、まずOECDのガルソン課長が、送金は新しいテーマではないけれども、グローバル化に係わりがあり、国によってはODAの額、FDI(海外直接投資)や輸出額を超えるほど金額がおきくなっていることから、移民労働者やその家族の生活水準のみならず各国の経済開発に密接に結びつく存在となり、繰り返し議論するテーマとなっていると述べ、インド、メキシコ、ポルトガル、トルコなどにおけるOECDの調査結果を例にあげながら、移民労働者の送金を効果的経済開発に結びつけるためには、特別な政策、よりよい銀行制度を持つこと、そして地域の戦略、発展の戦略をうち立てる必要がある、と強調した。

ついで、スケルドン教授は、送金の管理には移民労働者と政府との信用、信頼の確立がなによりも重要になる、移民は出身国のある地域に偏っており、全国に均一に分散していないことを十分認識し、送金の国内での分配を検討すべきだ、などの論点を指摘し、さらに送金について検討する場合、貿易政策との関連、環境とのかかわりも見落とされがちだが重要であると述べた。

こうした報告を受けた参加者間の討論では、送金と経済開発の関係が焦点となり、外国で働く労働者は「経済的な機会、投資機会が自国にあれば送金する」が、投資機会がなけ

れば「居住国で収入を保持しようとする」という行動パターンがある、したがって「開発と送金に繋がりを持たせようとするには移民労働者に出身国で経済的なチャンス、投資機会を与えることが不可欠」である意見が多かった。ただ、投資機会が生まれてもこれを活用できるのは「教育を受けた移民のみ」ではないかとの疑問もだされた。

(パート2)

第5セッションのパート1では、まずアルカ総局長が、インドネシア人海外就労者の労金額は中央銀行経由で2004年には1億8,000万ドルにのぼり、インフォーマルなルートを加えるとこの金額はさらに増える、と実態を紹介、この送金は「海外就労者とその家族の生活を高め、また間接的、直接的に出身地の村の経済発展をサポートしている」と評価しながらも、送金は「労働者と家族のためにうまく生かされていないこともある」と問題点を指摘し、政府が「労働者のためにも、効果的に送金が規制し、生産的な活動のために送金が使われるように指導することも必要である」と報告した。

ついでディムゾン次長はフィリピンの海外就労者は現在が人口の10分の1に当たる750万人に達し、2004年に彼らが本国に送金した額は80億ドルという巨額なもので、いまや海外就労者の送金はフィリピン経済にとって極めて重要なものとなっていると強調、したがって、経済成長を促がし、国民の消費レベルを高め、国際収支を安定させるために、政府は海外就労者の「送金の流れを改善し、送金チャンネルの効率を高める」ことに全力を挙げていると報告した。一方で、ディムゾン次長は「送金によって貧困層の生活水準は高まっていない、政府も送金に依存して構造改革を延期しているのではないか」という調査結果もあることを紹介した。

オーストラリアのライアン部長は「比較的最近まで移民は永住移民が中心で、家族を同伴したり、数年以内に家族が来たりしていた。最近になって家族なしの一時的な移民が増え、送金の問題が見られるようになった」に過ぎず、他の国と比較するとオーストラリアでは「送金問題は大きなものではない」という実状を報告し、送金と政府の関係について「送金が経済開発に役立つかどうかよく分からないが、ただ、個人間のプライベートな送金のプロセスに政府が介入して、もっといい使い方をさせることは難しいのではない」との疑問を投げかけた。

二宮教授は、日本からかつてブラジルに移民した日系人の2世、3世が現在日本に就労している経緯について説明した後、これら日系人2世、3世の送金問題について、金額は2003年には18億ドル程度と考えている、この送金は自分の家を買ったり、これまであった家をリフォームしたり、あるいは車を買ったりに費やされている、このように浪費するとあっという間になくなり、また日本へ戻ってくる労働者が多い、との実態を紹介し、こうした問題を解決するには「送金をどのような形で有効に使うか、貯金したり、送金を元手に、少なくとも能力のある人については、いわゆる起業家としてやっていけるように助けなければならない」と政府の役割の重要性を強調した。

こうした報告に関する参加者の討論では、まず「多くの国が習慣的にインフォーマルなチャンネルで送金している」ことが問題になった。ベトナムの参加者からは「銀行サービスが乏しいのでほとんどの送金は銀行以外の経路で送られる」ので、政府はその実態を把握していない、という意見もあったが、フィリピンからは「政府正規のチャンネルを経由す

るように働きかけている。銀行にもチャンネルの効率化を図り、コスト低減を図るように働きかけている。過去には、不正規なチャンネルのほうが多くの送金を扱っていたが、改善した結果、昨年時点での銀行の構成が76%になった」との報告があり、インドネシア、日本からブラジルへの送金などにおいてもインフォーマルなチャンネルからフォーマルなチャンネルへの改善が進んでいると報告された。

ついで「送金の使途に対する政府の介入の是非」が議論され、賛否両論が出されたが、「インドネシア政府は送金の使途に関しては干渉していない。しかし、自分たちのために投資をするよう労働者に奨励している。また家計を助けるように働きかけている。家族とともに小規模なビジネスを立ち上げるよう指導している」のように、送り出し国の参加者は、消極的であっても政府が介入すべきであると強調していた。

また、送金と経済開発の関係について「直接はつながらない」との意見もあったが、おおむね「投資の機会を提供することが重要だ。地域の開発計画には、送金が考慮されていない。明示的に送金を地元の計画に取り込むべきだ」との意見が大勢であった。しかし具体的な方法に関しては多様な意見が表明され、「どのように送金を生産的な形で使うか、国際的にも国内的にももっと議論が必要だ」とのまとめがなされた。この点に関しては、フロアーからも「中小企業の起業の必要性が中国、東南アジアで自覚されてきている。」ITCOはこの手助けをする事業を進めている」との意見が出された。

さらに、海外就労と経済発展の関係は、単に送金に関連するだけではなく、「就労した国での経験を持ち帰る。それを自国で発揮する。ベトナムはこのような形で経済発展を遂げていける」との考え方も表明された。

議事概要

2004年1月20日(木)(第1日目)

第1セッション

『アジア地域における国際的な人の移動の状況及び移民政策の改善状況について』

【井口(関西学院大学)】

国際的な人の移動に関する政策について、東アジア地域に焦点を当てて報告するが、最初に12月にあったアジアの津波、それが国際的な人の移動にどのような影響を与えたか話したい。津波は東アジアの国々に大きな被害を与えた。まだ十分なデータはないが、死傷者16万人、あるいは20万人という数字が出ている。津波によってさらに200万人の貧民層の人が、この地域から流出していく可能性がある。国際機関や多くの国々から支援が提供されているが、緊急対応策は、救済活動だけでなく、1つのキャンペーンにもなる。援助資金の一部が国境を越えた人身売買の被害者を支援しようという活動にも向けられている。人身売買の被害者に対する有効な対策はないかもしれないが、それを防止しようとしている。長期的にこの地域の再建を支援することが重要である。

2004年の東アジア経済は比較的順調な発展を遂げてきた。2004年に高い経済発展が幾つかの国で記録された。データをみると、国家間の格差が狭まってきている。シンガポールはその強みを回復したし、香港、中国、台湾も高い伸びを示している。この進展には、中国の経済発展によるところがある。また、日本の円が高くなってきている。この背景には経済の成長、経済構造の改善がある。シンガポール、マレーシアでは、経済構造の向上を図っており、ある程度成功をおさめている。香港、台湾は中国からの強いデフレ圧力にさらされ続けているが、力強い成長を記録している。タイも高い経済成長を遂げている。海外直接投資が増え、特に海外の自動車メーカーが多くきて、タイは自動車メーカーの製造拠点に変身してきた。

さて、2003年までの労働市場の状況をみると、多くの国で状況は改善している。ここで中国の現象について注意を喚起したい。中国においては人の移動が非常に盛んになっている。国内の人の動きと国際的な人の動きがあるが、大体2,400万人の都市部の労働者が2004年に失業した。その半分しか新しい仕事を見つけることができなかった。そして5億人の地方の労働者のうち、1億人が都市部に流入してきたと言われる。この動きはさらに加速化されている。そうすると、都市部、地方部との間の格差が広がっていることになる。都市部に労働者が集中することで、中国の失業率の改善は難しいことになる。しかし沿岸地域、海外投資が行われている地域では、賃金が上がっている。その地域には労働力不足が存在するからである。

東アジアにおける国際的な人の移動は2002年、2003年には極めて盛んになっている。国によっては100万人以上の外国人労働者を受け入れているところもある。こういった外国人労働者、移民労働者は、出身国の近隣の国で働いている。

もう1つ指摘しておきたいのは、フィリピンが多くの労働者を海外に出していることだ。大体750万人が公式発表の数字だ。しかしほかの国で永住権をとった人はあまりいない。インドネシアは近隣諸国への移動が増え、200万人というデータがある。中国人労働者の外に向けた移動について77万人というデータがある。中国とフィリピンを比べると、中国からの人の流出がフィリピンを超えていることがわかる。これは極めて重要な現象だ。中国の存在感が高まっている。中国の労働者は企業との契約ベースで海外に出ている。同時に8万人の学生が海外に出ている。

2つ目のポイントは、高技能労働者に対する競争である。高技能労働者の移民労働者全体に占める割合は10%以下で、この流れは大きいとはいえないが注目をしなければならない。というのは東アジアの国は新しい制度を設け、外国人科学者などを誘致しているからである。例えば中国の場合には、いわゆるグリーンカード制度がある。これは10年間の居住ビザだ。対象は専門家、投資家である。中国人の博士号取得者に戻ってくるようにと促進もしている。そして年間たくさんの方が中国に戻ってきている。韓国もゴールドカードを導入した。これは3年間の居住ビザだ。高技能者のためのもので、特にITの専門家が対象である。

香港には一定以上の金額、株式市場や債券などへの投資をすると居住権が与えられるスキームがある。マレーシアのプログラムは、海外のマレーシア人専門家に自国に戻ってくるように促している。アメリカから戻ってきたマレーシア人にインタビューしたところ、政府は海外のサラリーを保証してくれるということだったが、これは機能しているかどうか分からない。少し高過ぎると思う。タイも人が戻ってくるよう働きかけている。これは逆頭脳流出プログラムだ。研究者や専門家がタイに戻ってくるようにと促進されている。あるプロジェクトにかかわるため、これは限定期間で、永久にということではない。

シンガポールには、有名な就労許可証制度がある。これは2年間有効で、3年間、あるいは5年間の更新が可能だ。この許可証保持者は、永住資格を申請することができる。日本も特別な待遇を高技能労働者に対して導入している。いわゆるe-Japan戦略で、3万人のIT専門家を目標にしている。このように東アジアの諸国は、高技能労働者を求めて競争しているが、成果は満足のできるものではない。

3つ目は未熟練労働者の移動の管理だが、これには幾つかの問題点がある。どのように管理するのか、どのように不法な人の移動を防ぐのか、どのように許可を超えた長期滞在を防ぐのかだが、幾つかの例を紹介したい。マレーシアは、2004年5月に新しい制度を導入し、インドネシアや他のアジアの国と覚書に調印している。それによると、マレーシアの使用人はインドネシアの移民労働者を、認可されたインドネシアの労働者輸出業者から直接雇わなければならない。インドネシアの業者は出国前のトレーニングを提供する。2004年10月にインドネシアは新しい移民保護法を制定している。これは国内法と2カ国間協定の関係を整理したものだ。タイも違法な労働者をミャンマーとの国境、そのほかの国との国境で防いでいる。タイが努力してきたのはその管理だ。昨年7月に登録プログラムを実施している。タイの内務省は、2年間の更新可能な労働許可証を初めて未熟練の外国人労働者を対象に発行した。韓国の事例も興味深い。韓国は研修生制度、海外在住の韓国人系のためのゲスト労働者制度を維持しながら、昨年8月に新しい雇用許可制度を導入した。韓国は覚書を6カ国と調印している。この2国間協定はマレーシア、インドネシ

アと似たようなケースだ。

4点目は、自由貿易協定である。日本とASEAN諸国との間の自由貿易協定は2012年までに締結されるだろう。中国は2010年までに結ぶ。日本は既にASEAN諸国と2カ国間ベースの交渉を始めている。この協定には自由貿易だけではなく、投資、保護、自然人の移動も含まなければならない。昨年11月末に、日本とフィリピンは人の移動を含む協定を結んだ。日本とフィリピンが同意したのは、原則として、互いに相手国の資格を尊重する、受け入れ国の言語も尊重するというものだ。この原則に基づき、フィリピン人看護師が日本語コースに参加する。出国前ではなく、出国後だが、3年間の実習で国家試験を受けることができる。それに合格すると、看護師として3年間滞在することができる。この資格は更新が可能だ。受け入れ数はまだ確定していない。

5点目は送金の役割である。世界銀行のデータによると、送金が大きく増加し、正式な先進国から途上国への資金の流れを超えて、FDI(海外直接投資)の規模に近づいてきている。これは今までなかったことで、継続するかは分からない。東アジアと太平洋では、非常に多額の送金が記録されている。これと匹敵するのが南アジア諸国の数字だ。これらの地域の国際的な人の移動が増加していることが分かる。

=====

(井口報告に関する議論)

【Martin (OECD)】

日本とフィリピンとの間に看護師に関する2国間協定ができたが、今後OECD諸国でも、同じような現象が出てくると思う。すなわち、医療従事者をほかのOECD諸国から雇い入れるだけでなく、OECD諸国以外の地域の労働者も雇い入れることが予想できる。したがって、いかにして医療従事者のプロを確保していくかを考えなければならない。かつてはOECD諸国は、医師などの医療関係者の海外からの移民を制限していたが、今ではこの規制を緩和しようとしている。医師や看護師をいろいろな国々から雇い入れることが考えられている。このメリットは、特に看護師がほかの国でも仕事ができることだ。しかし競争が高まり多くのマイナスの結果が生まれていることも指摘されている。

どんな競争が起こるのか。医療従事者の労働市場の競争にはおもしろいパターンがある。南アフリカの調査結果を見ると、OECD諸国は積極的に医師や看護師を南アフリカから雇い入れている。しかし南アフリカの医療従事者の数は減っていない。この理由は、南アフリカは他のアフリカ諸国から人を雇用し、また多くの医療従事者がキューバから来ているからである。ここには興味深いパターンがある。医療従事者の世界市場が生まれつつある。医療従事者に関しては2国間協定の影響だけではなく、世界レベルの影響を考えていかなければならない。

【井口 (関西学院大学)】

各国が医療専門家を求めているわけだが、人材開発が地域ベースで実施されていないとなると、医療専門家獲得競争が東アジア地域内で行われる問題が出てくる。これは地域ベースで解決しなければならない。受け入れるだけでは十分ではない。より多くの専門家を養成することも政策に追加しなければならない。2カ国間協定では限界がある。

【Wickramasekara (ILO)】

未熟練労働者の移動を管理することだが、そこから問題が発生することもある。熟練労働者は自分自身を守ることができる。交渉力もある。しかし未熟練労働者はほとんどの受け入れ国で搾取されている。不当な条件で労働したり、権利関係の問題も出ている。この意味で未熟練労働者の管理に高い優先順位をつけるべきだ。2カ国間交渉の改善、移民労働者の権利の保護も強調すべきだ。

【Manogram (マレーシア政府)】

マレーシアの2国間協定(覚書)には、労働者は家族は帯同しない、出国前のトレーニング、健康診断も出身国で行う、などを盛り込んでいる。滞在期間は最大で5年間だ。熟練労働者は10年間まで可能だ。

頭脳の逆流出プログラムは2つある。1つは科学者をマレーシアに戻そうとするものだが、これは成功していない。マレーシア国内の設備や施設が海外のものと比較して見劣りし、給料も海外に見合うものが支払えなかったからだ。もう1つのプログラムは、海外で労働しているマレーシア人を自国に戻すものだが、ある種のインセンティブを提供している。プログラムは2001年に開始されたが、これまでに600人の申請者しかなく、200人を認定したが、戻ってきたのは200人以下だ。

【Park (韓国専門家)】

韓国、マレーシア、タイのどの国も海外労働者の受け入れ規制を行っている。日本は除外される。韓国もまだ完全に規制政策をとっているわけではない。日本は中南米からは受け入れているが、しかし制度として近隣のアジアから受け入れることはまだしていない。いつごろ基本的な変化が起こるのか。韓国では、今の状況になるのに10年かかったが、日本ではどれくらい時間がかかるのか。

【井口 (関西学院大学)】

日本を受け入れ側とだけ見るべきではない。多くの人が外に出てる。日本の当局は微調整をしようとしている。基本的な制度は変えなくても、幾つかの対策は実施されている。基本的な制度を変えることについてはコンセンサスに至っていない。これは日本の政治制度、官僚主義が起因しているかもしれない。ある1つの当局がすべての責任を負って、イニシアチブをとって政策を変更できない。内部で、省庁で議論をしているかもしれない。今の基本的な政策は、2009年まではそのままと思っている。

【小川 (厚生労働省)】

現在300万人の失業者が日本に存在する。このような状況で、外国人の未熟練労働者を日本の労働市場に受け入れることは難しい。現在の政策を劇的に現在の時点で変えるのは難しいと思う。

第2セッション

『ILO総会「移民労働者に関する委員会」における一般討議の結果及びその後のILOの取組状況について』

【Wickramasekara (ILO)】

移民労働者に関する行動計画がILOの2004年の総会で採択された。行動計画のコンポーネントは、非拘束の多国籍間のフレームワークを採択すること、国際労働基準やそのほかの法的文書の適用、ILOグローバル雇用アジェンダの国家レベルでの実施のサポートを提示すること、などである。ILOは移民だけがソリューションであるとは考えていない。むしろ雇用機会を創出しなければならないと考えている。したがって、移民をサポートしながらも、各国の開発もサポートしたいと考えている。さらに能力開発、意識の啓蒙、技術支援、ナレッジ・ベースの改善、ソーシャル・ダイアログの強化、また、行動計画のフォローアップのメカニズムをつくることも重要であると考えている。

行動計画のコンポーネントの幾つかは既に実施されている。国際労働基準の促進、ソーシャル・ダイアログについてはILOは既に手がけている。これらの活動を強化したい。

新しい点である多国間のフレームワークは革新的なものである。これは、ガイドラインと原則、政策の策定と実施を呼びかけるものだ。新しい機関をつくろうというわけではなく、グッド・プラクティスをまとめ、各国の移民政策に役立つようにしていきたい。

行動計画を策定するに際してフレームワークに対しての異論があった。労働者側は非拘束にすべきだと主張し、それを大半の国がサポートした。ILO条約には拘束力がある。同時に、非拘束の勧告もある。例えば、移民に関する勧告も非拘束、行動基準なども非拘束だ。非拘束の文書はオプションのマニュアルで、各国は自由に使うことができる。特に西洋諸国の政府、日本も含み、かなりの懸念が表明された。これを受け入れることで、入国の権利が提供されるのかという疑問があった。また、不正な移民労働者にも在留が認められるのかという疑問も出された。

最終的にこれらの問題は解決した。行動計画は入国の権利にかかわるものではない。移民労働者の国連条約を見ても、母国を出る権利、帰国する権利についてはうたっているが、他国への入国に関しては触れていない。それは、各国の主権にかかわる問題であるからだ。だれが入国するのか、だれが出国するのかは当該国の問題だ。こうした点が明確になり、行動計画は受け入れられた。

さらに、権利問題について、労働基準に則ったものなのかとの疑問が出された。ILOのポジションは、ほとんどの労働基準は移民にも適応されるというものだ。例えば保護や雇用政策に関する条約は移民にも適応されている。しかしながら各国の主権を尊重し、各国がそれぞれの移民政策を打ち出すことができることが確認された。

このフレームワークでは20の分野が取り上げられた。これは国際ガイドラインが必要とされる分野である。

では、行動計画の多国間フレームワークの3つの目標について見ていく。これは、労働移動の管理をよりよくしていくことを意図している。例えば、労働者の移動が増えてきたが、各国は十分な対応策を備えていない。送り出し国も準備が十分ではない。ここにはル

ールが必要だ、統治するルールが必要だ、移民労働者の保護を強化しなければならない、こうした認識が常に討議の背景にあった。

20 の分野は管理と開発と保護に区分されている。ここでは重要な点だけ触れたい。定期的な労働者の移動に関し、行動計画の中では各国の規制が必要だとうたっているが、同時に、定期的な移動の確保をも確認している。それから、2カ国間の協定についても触れている。そこでは関係当局による監督が必要であるとしている。また移民の人権を保護することをうたっている。どんな移民労働者にも人権が重要であることは当然だ。もう1つ重要な点は、労働監督にかかわるインフラ整備を打ちだしている点だ。インドネシア、湾岸諸国、シンガポール、マレーシアなど、ほとんどの国で、当該国の労働法の枠組みの外で労働している人がいる。メイドとして仕事をしたり、あるいは強制労働に従事している人もいる。こういった状況の改善も必要になる。

この行動計画のほかの要素には、不正滞留者についての検討、搾取の回避、ジェンダーにかかわる課題、それから、求職の確保と技能の習得、などがある。またILOの国際的な人の移動のデータベースを構築するために、ベスト・プラクティスも収集していかなければならない。それから、社会的な対話も必要だ。この国際的な人の移動についての社会的な対話ができるような仕組みを、各国に確立していきたい。

このように、多国間の枠組みをつくった。そして、国連の事務総長の意向も反映して、国際的な人の移動に関する世界委員会が2005年の1月に発足する。また2005年半ばに、この多国間の枠組みに関する報告書が出る予定になっている。

では、フォローアップはどうするのか、やはり、この決議を広く配布して多くの人に知らしめることが重要になる。多国間の枠組みについて今年の11月までに草案を提出したいと思っている。いろいろな関係国際機関、OECD、EU、IOM(国際移住機構)とも、このガイドラインについて協力や対話を続けていきたい。

=====

(Wickramasekara 報告に関する議論)

【Panchaweda (インドネシア政府)】

移民のドメスティック・ワーカー(家事労働者)には今までのところ、全く規制がない。労働基準はメイドには適用されない。労働時間、労働条件について全く規制がない。ILOは具体的な条約をつくるのか。メイドを保護する条約は全く存在しないが。

【Park (韓国専門家)】

ドメスティック・ワーカーは韓国では労働者と考えられていない。韓国人メイドもそうだ。したがって、労働基準などで保護することは難しい。

【Wickramasekara (ILO)】

韓国の立場はわかる。ドメスティック・ワーカーは労働法の適用外だからだ。国際労働基準は最低基準であり、労働者を保護している。しかし国際基準はすべての状況に適用されるものではない。ある状況では各国の法律で保護されなければならない。ILOはドメスティック・ワーカーの問題への対応が不十分である。また自国の家政婦も、国内法の保

護から除外されている状況があり、既存のフレームワークは不十分だと認識している。

条約だけが回答ではない。そのほかの手段もある。何らかのガイドラインでもいい。人権委員会が取り上げることもできる、オンブズマンが取り上げることもできる、あるいは裁判で戦うこともできる。いろいろな手段があり、ドメスティック・ワーカーの保護に関しては探求可能だと考えている。

【山川（慶応大学）】

政策面の重要な課題が浮き出しになったと思う。移民労働者を対象とした政策をいかに進めていくか、またジェンダーに対する差別、日本においてはドメスティック・ワーカーは、労働基準法の対象外になっている。何らかのドメスティック・ワーカーを保護する対策をとるべきではないかとの疑問がわいてきた。国内だけに限らず、国際的にディスカッションすべきだ。

【Garson（OECD）】

国の中では人権を促進する、移民労働者の人権を守ることに積極的な国もあるが、その対象は移民労働者だけなのか、国によっては、自国民に対する人権さえ守られていないところもあるわけだから、移民労働者だけの人権を考えるのはどんなものだろうか。ドメスティック・ワーカーがイタリアやフランスに、フィリピンから来ている。こういった国では、労働法や人権にかかわる規制を守っているから問題はないのか。

【Wickramasekara（ILO）】

基本的な人権は万人に与えられなければならない。移民労働者であれ、国内の労働者であれ、基本的な人権は適用されるわけだから、その区別はいらない。ILOは意図的にその規則をつくろうとした。湾岸諸国、サウジアラビアを見ると、労働組合加盟の権利もない。国内の労働者も労働組合結成の権利を与えられていない。各国政府が労働法の枠組みの中で考えていくべきだ。

【井口（関西学院大学）】

なぜドメスティック・ワーカーが、労働法の枠組みの外に、特にアジアでは置かれているのか。日本の経験をみると、労働法の適用を監督する監督官が家庭に行って状況を見るわけにはいかないからだ。ほかには仕組みがないのだろうか。どんな仕組みが実行可能なのか。メイドは家庭で仕事をしているので、オンブズマンとか、ホットラインとか、そういった仕組みも可能性としてあるのではないか。ほかの仕組みでも状況を把握できる。

【Wickramasekara（ILO）】

ILOでは、まだドメスティック・ワーカーの解決策を打ち出していない。しかし、搾取をなくすことは、ガイドラインでうたっている。個人的に雇用者と契約を結んでいるから監督は難しい。明確な解決策はない。国内の労働法の観点から、それぞれの国が保護に向けて活動すべきだ。

【Chiu (香港専門家)】

同一労働に対する公平な報酬は重要だ。国内労働者でも、外国人であっても同じだ。各国政府はかなりエネルギーを投入してこの問題の解決をしていかなければならないし、多国間の協力も必要だ。知識ベースを構築し情報を共有すること、そこにあるベスト・プラクティスを活用できる。

香港では実行面はまだ弱い。差別をなくす法律が施行されても、法廷の場まで持ち込まない限り、なかなか精査はされない。法律施行の効果を常に考えながら実行していかなければならない。香港にいるフィリピン人はコミュニティーの結成力が強く。コミュニティーの中での情報の流れが円滑だ。より多くの人たちが、多くの情報を共有できれば大きな違いが出てくる。法律を施行していくのは同じであっても、社会的支援をどれくらい得られるかで差が出てくる。原則は国内法、国際法の中に反映されていかなければならない。

【Li (香港政府)】

香港政府は平等を打ち立て、それを実行に移している。移民労働者でメイドとして働く人たちの人権は守っていかなければならない。確かに、法律的に守っていくのは難しい点もある。それぞれの家の中でのことになるから、賃金も低くなるかもしれない。しかし、何か苦情が出てきた場合、状況を分析し対応していくことが必要だ。

【Wickramasekara (ILO)】

香港にはドメスティック・ワーカーに関して、また取り締まりに関してグッド・プラクティスが多くあるようだ。重要なのは、アジアで唯一、移民労働者の組合が正当なものとして存在していることだ。香港では移民に対して市民社会もアクティブである。法の取り締まりも重要だ。というのは、湾岸諸国、サウジアラビアでは言葉の問題があり、法廷でも通訳がついていない。基本的な権利も尊重されていない国もある。アジアの国は他の国から学ぶところが多くある。グッド・プラクティスは文書化しなければならない。

第3セッション

『韓国における外国人労働者雇用許可制度』

【Lee (韓国政府)】

韓国における外国人雇用許可制度について説明する。国際的な人の移動は、アジアにおいてこの10年で大きく変わってきている。特に、一時的な労働者の移動が、大きな成長を遂げている。アジアの多くの国の労働者は、外国の労働市場に進出している。それは経済開発が不十分で、貧困があるからだ。

韓国はアジアの中でも数少ない労働力輸入国である。これは外国人労働者に対する需要があり、高齢化社会が進んでいるからだ。韓国には教育レベルが高い、豊かな人口があるが、ある職業やある賃金レベルの仕事においては労働力不足が存在している。

1987年に、外国人労働者が韓国に来るようになった。当時は「産業研修生制度」と「不法就労」とが外国人労働者の供給源であった。しかし産業研修生制度、不法労働者への依

存が法律違反につながったり、送り出し手続の不法行為や外国人労働者の権利侵害につながった。1995年以降、政府、国会、労働界、NGOはこの問題に言及した。そして、外国人雇用許可制度を導入し、この問題に対処しようとした。労働界、また中小企業の代表の間では長い論争があった。最終的に2003年7月、外国人労働者の雇用許可等に関する法律が国会を通った。これには雇用許可制度、不法外国人居住者の合法化が含まれている。

2004年の8月17日に外国人雇用許可制度(EPS)が施行された。これによって使用者は、適切な数の外国人労働者を合法的に雇うことができるようになった。政府はEPSを使って組織的な形で外国人労働者を導入、管理できるようになった。

EPSの施行に際して、送り出し国と韓国政府(労働省)が覚書に調印した。これは外国人労働者の送り出し、受け入れに関するものだ。外国人求職者の募集は、韓国及び送り出し国の公共機関が行う。民間の送り出し機関はそこには介入することはできない。送り出し国の選考は、外国労働政策委員会が行っている。覚書の対象国は、韓国が要求する要件を受け入れた国である。また、使用者と外国人労働者が労働契約に署名する。これには標準の雇用契約書を使う。この中に賃金等の労働条件が含まれている。外国人労働者にとって最初に契約を結んだところが職場になる。労働期間は最大3年間で、定住を防いでいる。そして毎年労働契約を更新するかどうかを見直す。さらに韓国語のテストが2005年の8月から必須となる。これが労働者の選考基準となる。

当初から労働者のステータスが与えられ、韓国人と同等の保護、権利が与えられる。したがって、外国人労働者に対して韓国人でないからといって差別することは許されない。また労働省が監督を強めて、労働災害や賃金未払いなどを防いでいる。

2004年の労働力需給計画によると、現在、EPSで入国が許可される外国人労働者は2万5,000人である。また不法在住者を10万人以下に抑えることをターゲットとしている。2004年末において、EPSに基づき雇用許可証が1万823発行されているが、入国者数が3,167人である。だからEPSはまだ韓国で根づいていないといわざるを得ない。

だが、着実に不法就労件数は減っている。これは不法就労に反対する環境の整備による成果だ。外国人労働者は国内法を遵守するよう求められ、また、望ましい採用手順を踏むことで、確実に変革はなされている。

EPSを定着させるためには、外国人労働者の保護、また不法就労者を防ぐことが最も重要である。EPSによって、より前進的なステップが確立され、これによって外国人労働者を保護し、さらに外国人労働者に韓国労働市場の門戸を開くことにもつながっていく。政府の取り締まりの努力が大きい。それによって不法在住者数が大幅に抑制されている。政府の政策としては、不法外国人労働者は直ちに出国しなければならないという政策を維持する。さらに不法在留、また不法就労に関しては持続的に取り締まりを続ける。2005年に外国人労働者計画が作成された。これは不法在住者の数を減らすことにプライオリティを与えている。

EPSと産業研修生制度を統合する努力がなされている。これによって、一貫した、体系化された外国人労働者政策が打ち出されようとしている。さまざまなソリューションが、今探求されている。まず3カ月かかる手続を短縮しようということがある。これは使用者が労働者を求める時点から、労働者の入国までの期間を3カ月にしようとするものだ。さらに使用者に対するサポート策も講じられている。例えば、10人以上の労働者を持つ職

場にはより多くの外国人が働けるようにする。また、外国人労働者の雇用期間を延長することで、EPSの定着を図ろうとしている。

EPSが採用され、合法的に外国人労働者を雇用できるようになって以降、外国人労働者、韓国の使用者から大きな期待がこの制度に寄せられている。しかし、まだ幾つかの問題が残っている。不法就労者、煩雑なプロセスの問題がある。したがって、EPSを改善する努力が引き続き行われている。

=====

(Lee 報告に関する議論)

【Martin (OECD)】

ESPは政府と政府の取り決めだが、なぜ政府と政府の取り決めで制限したのか。民間の機関、例えば民間の雇用促進業者がある規則に従って行えばいいのではないか。そのほうが効率もいい。この見解を聞きたい。

【Lee (韓国政府)】

政府と政府の取り決めとしたのは、送り出し手続の規則化が理由だ。民間の機関、企業は、その手続から排除されている。

【Martin (OECD)】

なぜか聞きたい。民間機関が過去において不法な行為を行ったかもしれないが、明確な枠組みを決めて、ある基準を満たさなければならないことにして、それを強制すればいい。なぜ制約をつけて、両国の公共機関を通さなければならないことにしたのか。なぜ公共の職業あっせん機関を通していかなければならないのかわからない。

【Park (韓国専門家)】

歴史を知らなければならない。多くの不法労働者が10年間ぐらい存在してきた。その時期に多くの不法な民間の職業あっせん業者がこの件にかかわってきた。民間業者をこのプロセスにかかわらせてはならないというのは政治的な判断かもしれないが。

効率の問題に関しては、ご意見のとおりだと思うが、政治的な意味においてということがあった。もう1つの考え方は、外国人労働者の管理責任を外国政府にとってもらうことだ。外国政府が責任を持って管理する、自国へきちんと労働者を戻すという責任だ。これも公共職業あっせん機関に限っている1つの理由だ。

【Martin (OECD)】

ESPは年間2万5,000人の外国人を韓国で就労させる、期間が3年間とすれば、制度が完全に熟すと、7万5,000人の外国人労働者が対象になる。7万5,000人の外国人労働者は、現在の韓国人労働力から見ると、小さな割合だ。総労働力の0.3%に過ぎない。外国人労働者を使って国内の高齢化した労働市場を助けるのであれば、これは小さ過ぎる。大海の一滴の水にすぎない。これからの20年間を見た場合、将来をどのように考えているのか。この制度を実験してみよう、小さいので管理できる、これがうまくいけば

拡大していけばいいと考えているのか。この制度を徐々に拡大して、将来の労働力供給の圧力に対応していくのか。

【Park (韓国専門家)】

2万5,000人は初年度の数だ。だから来年は10万人になり得る。何人まで受け入れるか、初年度の数を決めなければならなかった。外国人の75%が不法就労者だ、それを規制しなければならない。

これは、政治的な譲歩策だ。また、産業研修生の数も確保しなければならない。ただ、研修生も含めると、もしかしたら25万人、30万人となっていくだろう。将来、数が増える可能性が十分にある。少なくとも労働省は、労働者を受け入れるシステムは許可制度にすべきだと考えている。多くの省庁が関与しているので、今後の展開は分からないが。

【山崎 (厚生労働省)】

どういう業種が、この新しい制度で外国人を受け入れるのか。雇える人数の限度などはあるのか、企業の規模の限度などもあるのか。今までのところ、幾つの送り出し国がMOUを韓国政府と調印しているのか。

【Lee (韓国政府)】

2004年は業種としては、製造業、建設業、サービス業であった。特に中小企業、従業員数300人以下、その業種によって状況は違う。今年これが変わるかもしれない。今、関係省庁が討議を進めている。フィリピン、インドネシア、モンゴル、タイ、スリランカ、中国の6カ国とMOUを調印している。

【Chalamwong (タイ専門家)】

タイ政府は、韓国と契約を調印したので、より多くの労働者を送り出したいと考えている。今、その選考を行っている。ただ、昨年11月までにまだ227人しか派遣していない。韓国には厳しい選考基準があるからだ。タイの労働者で研修生制度に入っている者もいる。タイは2004年の1月から11月の期間、韓国に9,242人送った。これ以外に独自にいった労働者が2000～3000人いる。更新プログラムがあるので、4年以上在留している者もいる。227人というのは、政府間協定による派遣人数だ。

第4セッション

『各国専門家の国別情勢報告と討議』

(座長)【山川 (慶応大学)】

新しい状況について焦点を絞って、最近の進展状況、未熟練労働者の質の向上、高技能労働者の帰国奨励策、2国間協定などをカバーして報告してほしい。

【Kanapathy (マレーシア政府)】

マレーシアの 2004 年の成長率は 7 %、2005 年はオイル価格の下落などにより成長率は下がり、成長率 6 % が予想されている。

国際労働移動の政策に関して新しい進展があった。大きな動きはアムネスティである。2004 年 10 月 29 日から 11 月 14 日を期間として、約 120 万人の違法外国人労働者に対してアムネスティが呼びかけられた。その後、インドネシア政府の要望により、期間を 12 月 6 日まで延長、さらに 12 月末まで延長した。12 月末に地震と津波が発生し、送り出し国が大きな被害を被ったことから、さらに 1 月 31 日までアムネスティの期間を延長した。

アムネスティに対する反応は当初はよくなかった。12 万人以下の労働者が呼びかけに応じたに過ぎなかった。その後、期間延長などで応じる者が増え、目標の 20 万人を超えて、30 万人以上の労働者が応じた。その 85 % はインドネシア人労働者である。

マレーシアの違法外国人労働者の多くは、サバ州(ボルネオ)に来ている。サバ州に多い理由は、政治的、経済的な要因であり、また歴史的な要因もある。また、サバ州にはフィリピンの紛争から逃れてきた難民の問題もある。半島マレーシアの違法外国人労働者はボルネオ島と比較して少なく、30 万人程であると推定されている。

もう 1 つの大きな動きは、引き続き外国人労働者に関する 2 国間協定を結んでいることである。2 国間協定は有効なプログラムであり、これに基づき違法労働者の本国送還が行われている。2 国間協定の性格だが、均一の協定といものはない。協定の内容、目標、構造にはさまざまなものがある。2 国間協定の目的は、送り出し国が責任を持って労働者を管理することである。外国人労働者に関しては送り出し国、労働者本人、受け入れ国の 3 当事者がある。これまではもっぱら受け入れ国にフォーカスが当てられてきた。ほとんど送り出し国に注意が払われていなかった。送り出し国の責任が過小評価されてきた。2 国間協定は、送り出し国にもっと責任を担わせるというものだ。

マレーシアは現在、7 カ国と 2 国間協定を交わしているが、協定の内容は送り出し国によってそれぞれ異なっている。現在、130 万人の合法的な非熟練の外国人労働者がマレーシアにいる。合法的な外国人労働者が増加している。この理由は違法外国人労働者が 2 国間協定締結により少なくなってきたからである。今では多くの非熟練労働者が正規のプロセスを経て入国している。合法、違法を合わせた外国人労働者の総数は、マレーシアの労働力人口の 20 % を占める。その 98 % は、未熟練労働者である。

【Ma (中国専門家)】

2004 年に経済は進展し 9 % 成長を遂げた。雇用状況も改善してきている。新しい雇用機会が 900 万創出された。

海外での雇用促進にも対策をとっている。1 つは、海外雇用にかかわる法規制を検討している。また中国における外国人労働者の雇用についても検討している。政府は 2 国間での覚書を韓国と結んでいるし、またロシアなどほかの国との話し合いも進めている。海外で雇用された数は、昨年公式発表によると 53 万人である。これは累積数であり、昨年だけでは 22 万人が海外に出ている。

海外での雇用を確保する場合に、仲介業者を使っている。労働社会保障省によると、昨年末までに 350 のエージェンシーを許可している。国立のものもあるし、研究機関もある、民間の個人レベルでエージェンシーの役割を担っているところもある。こういったエー

エンシーは、海外の企業と契約を結んでいる。一番重要なチャンネルは、プロジェクトレベルで雇用を確保している商務省が担当しているチャンネルと断言している。

中国における外国人の雇用を見ると昨年は9万人である。こういった人は就労許可を労働社会保障省から受けている。また、3、4万人が不法チャンネルを通して入国している。

【Go (フィリピン専門家)】

フィリピン経済はプラスの成長を、2004年の第3四半期まで達成している。2003年に5.9%だったのが、6.2%の成長率になっている。海外からの送金も、プラス成長に貢献している。

国内では失業率が増えた。失業率は2003年が11.4%、2004年は11.8%となっている。労働市場に多くの労働者が昨年、参入した結果である。労働力の海外への流出は、2003年と比較して2004年も増えている。香港、日本、マレーシア、韓国への就労は減っているが、中東で伸びている。

海外に就労しているフィリピン人労働者の送金は、最初の7カ月をとってみると、2003年は5.1%の伸びであったが、2004年には9.4%伸び、62億ペソに達している。2003年は57億ペソであった。

永住移民の数も増えている。従来からアメリカに多く行っているが、このパターンは代わっていない。フィリピンに来る外国人労働者は、フィリピン人の海外就労と比較して数字としては非常に小さいが、日本人などがフィリピンに来て仕事をしている。

さて、移民政策について昨年起こった展開を見ると、さまざまな政策をフィリピン政府はとった。これは、受け入れ国の政策が変わったこと、それから中東の問題があったことなどに対応したものだ。日本に対しては、フィリピン人労働者に門戸を開くようにと要求している。また、フィリピンは韓国の新しい雇用許可制度を活用できるようになった。

【Hugo (オーストラリア専門家)】

オーストラリアは、安定的な経済成長を遂げ、2004年には3.8%を記録している。

オーストラリアは移民に関してかねてより「定住プログラム」を進めている。これにより2004年には12万8,000人の移民がオーストラリアに入ってきた。この移民は、すべてが海外から直接来たわけではなく、3分の1はオーストラリア国内から移民したという特徴がある。すなわち、オーストラリアには一時滞在者として入国し、その後、定住することになった。最近はこうした傾向が強い。

この「定住プログラム」の特徴は、技能レベルの高い労働者を主な対象としている。1995、1996年頃に移民労働者として定住した者の30%は、十分な技能を持っていなかったが、2004年には62%の移民は熟練労働者として分類することができる。出身国はアジアが多くを占めている。

「移住プログラム」の1つの特徴は、移民労働者がオーストラリアのある地域に集中して定住することである。熟練労働者の18%が、ある地域に集中する現象も起きている。この理由にはオーストラリアの産業計画が関係している。高度な熟練労働者の育成をオーストラリアは推進しており、定住プログラムで入ってきた移民の55%は、高度な熟練労働者であるとオーストラリアで認定された者であり、オーストラリアの政策に合致した労

働者であるといえる。オーストラリアにおいては、こうした長期的な政策は機能している。

2004年にオーストラリアに入ってきた外国人は、ビジネスを理由とした者が30万人、うちの4万人は長期滞在をしている。また、永住権を取る者も、高度の熟練労働者であるという傾向が強い。オーストラリアは移民で成り立った国と考えられがちだが、多くのオーストラリア人も海外で仕事をしている。永住のために海外に行く者も増えている。

失業率は高いと言わざるを得ない。移民労働者の失業率も高い。これが大きな課題として残っている。このためいろいろな計画が政府によって実行されている。技能レベルを上げることもその1つで、これにより労働市場全体のパフォーマンスを上げていくことが期待されている。

【Lee (台湾専門家)】

台湾の2004年の経済成長率は5.87%であった。前半はよかったが、後半がよくなかった。2005年の見込みは4.4%である。

労働市場に関していくつか報告する。まず最初に、外国人労働者の数は台湾においては30万人ぐらいで安定している。しかし、その構成が大きく変わってきた。過去には工場や建設関連の労働者が多かったが、現在は、ヘルスケア労働者や家庭のメイドが多くなってきている。

国別で見ると、かつては外国人労働者は主にフィリピン、マレーシア、インドネシアから来ていた。現在はベトナムが多い。またモンゴルからも来るようになった。これには政治的な理由がある。インドネシア人の外国人労働者は現在、台湾には入ってこられなくなっている。経済的な理由ではなく、これも政治的な理由による。

2004年に外国人労働者の台湾における人数の推定が出された。合法的な労働者が30万人、違法労働者と合計して60万人である。60万人でもまだ過小評価だと思う。実際には70万人から80万人が正しい数ではないかと思っている。

「外国人配偶者」という問題が新たに表面化している。地元の女性と結婚できない者が海外に行って、インドネシアやタイ、中国本土に行って、その女性と結婚する。移民法によると、こうした「外国人配偶者」は台湾に来て、市民権を取るまでは労働できない。しかし、多くが就労するので、不法就労が生まれる。台湾に入ってくる外国人配偶者は、教育レベルの低い人が多く、言葉も話せないのが問題となる。今後、言葉の話せない母親に育てられる子供たちの問題が出てくる。このため幾つかのプログラムを実施し、外国人配偶者の教育を試みている。

つぎに2国間協定の問題について台湾の経験を紹介したい。台湾ではかつては民間の職業あっせん業者が、送り出し国に行って労働者を募集していた。それを政府は国対国の協定に変えてきている。理由は、協定を結べば、外国人労働者の送り出し国に「逃亡労働者」の管理をリクエストできるからだ。例えばベトナム人労働者が台湾において最も多い「逃亡労働者」であった。そこで政府はベトナム人労働者の受け入れを停止した。その後、ベトナムと2国間協定を結び、ベトナムから再び労働者を受け入れることにした。現在、インドネシアと2国間協定を結ぶべく、政府対政府の話が続いている。

台湾では外国人労働者の逃亡率が高まっている。工場では外国人労働者を簡単に管理できるが、しかし、家庭のメイド、ヘルスケア労働者に関しては、個々の家庭で働いている

ので管理は難しい。外国時労働者同士で話をすることもできないという問題もある。こうした理由で逃亡率が高まってきている。

【Chiu (香港専門家)】

2004年には暫定値で7%の経済成長となっている。成長の要因は、本土と香港の機密な経済協力である。経済協力の主要なファクターは、本土の人が個人的に香港を訪問できるようになったことだ。100万人の訪問が既実現している。これによって香港経済の活発化が図られた。さらに、香港の技術者、会計士、建築家などが本土で就業できるようになった。まだ数は少ないものの、将来は多くの香港の技術者が本土で仕事ができると考えている。

この移民の流れは安定している。定住のための移出も90年代半ばと比較して減少してきている。流入も安定している。しかし、例外もある。多くの未登録の労働者が本土から香港に入ってきている。香港で不法就労し逮捕された労働者も多い。その多くの理由は、個人訪問制度ができ、個人として訪問し、不法残留する労働者が多くなったからだ。

家事労働者は香港における移民労働者で最大のカテゴリーになっているが、2003年には初めて家事労働者の減少が見られた。8%減少した。おそらく史上初めて減少した。理由は不況である。香港の労働者も失業した。ダブルインカムで家事労働者を雇用していた者が、シングルインカムになって家事労働者を雇うことができなくなり、外国人メイドが減少した。政府によると、2004年には外国人家事労働者の人数が少し上昇した。したがって、2003年の減少は、おそらく一時的なものだといえる。しかし一方で、飽和状態ともいえる。すなわち、既に家事労働者を雇っている世帯比率は8%であるが、家事労働者を雇う余裕のある所得がある家庭が8%程度であるとすれば、家事労働者を雇用できる世帯のほとんど既に雇用していることになり、これ以上外国人家事労働者が流入するとは考えにくい。

家事労働者の出身国はかなり変わってきた。フィリピン人に代わってインドネシア人の割合が増えている。その理由を使用者に聞くと、「インドネシア人のほうが言うことを聞く」「賃金もフィリピン人よりも安くすむ」という。

もう1つ移民に関して今後起こると考えられるのは、学生を受け入れることだ。香港の大学も国際化を図り、外国の学生に門戸を開こうと考えている。これは本土の学生に加えてである。既に、本土の学生を受け入れている。近い将来、本土以外の外国の学生を受け入れることになるだろう。

【Soeprbo (インドネシア専門家)】

インドネシアの2004年の経済状況は2003年に比べて良好であった。理由は、新大統領が選出され、政治的な安定、経済的な安定が確保されたからだ。通貨ルピアも安定し、株式市場、株式指標も最高値を記録している。FDIもプラスになっている。経済成長率は5.1%であった。

一方で、労働市場にはプラスの影響は出ていない。2004年の失業者は1020万人で、2003年の1000万人から増えている。失業率は9.5%である。政府は労働者の過剰供給を懸念しており、海外就労を行うことで過剰供給を解消しようとしている。

2004年の海外への労働者の派遣は、アジア・太平洋地域、中東地域が主たる受け入れ先で、これによって送金額の増加があった。

1つ、重大な課題がある。インドネシア人労働者2人がイラクで拘束された。この2人は、「違法証明書」を持っていた。仲介業者が違法証明書を渡してイラクに送り込んだわけである。こういった問題を解消していかなければならない。

政府は、未熟練労働者の海外就労を抑制し、高技能労働者の海外就労を増やす方向で政策を考えている。

【Park (韓国専門家)】

2004年の韓国の業績はよくなく、3%の経済成長であった。アジアのスタンダードからしても低かった。なぜかという、政治的な要因があった。大統領が憲法違反で職を失った。その後、解放されたが、数カ月後、弾劾に遭った。これが経済に深刻な影響を与えた。2005年も経済状況はあまりよくない。

労働市場には多くの課題がある。中でも重要な課題は失業率が高くなったことだ。韓国の高卒の85%が短大、大学に行く。高等教育に行く進学率が高い。しかし教育システムは何らかの改革を必要としている。多くの大学卒業生は求人数が少ないので卒業を延期している。若い学生は、仕事につきたがらない、与えられた仕事にはつきたくないと言っている。そこで多くの外国人労働者が韓国に来ている。何らかのジレンマがある。多くの中小企業は労働者確保で苦勞している。同時に、若い多くの韓国人は求職に苦勞している。

いろいろな大きな問題が起きたので、EPSを昨年導入したがあまり注目を浴びなかった。まだ、不法就労者が多くいる。外国人労働者の70%は不法滞在者であったが、幾分改善し45%になっているが、まだ高い数字である。

もう1つ、研修生の制度もある。ある年は研修生、翌年には就業することになるので、これも1つのEPSである。EPSをいかに政府が管理するかが重要である。

【Yap (シンガポール専門家)】

2004年の経済は順調で8.1%の伸びであった。しかしこの伸びは、今後は続かないと言われている。経済の改善により失業も緩和され、失業率は2004年9月までは3.5%であった。2003年は5.5%であったから改善しているが、高年齢労働者の長期失業が続いている。外国人労働者が従事している職業を見直し、国内労働者に充当することも必要だと考えている。

シンガポールは新たな就労許可制度を入れた。エス・パスと呼ばれているが、これによって熟練労働者を補充をしようとしている。ITや医療従事者などの分野が対象だ。この就労許可は7月に導入した。エス・パスをとるには一定の資格が必要だ。技術的な資格、大学卒、専門職の認定などが条件である。エス・パス取得者の数はコントロールされ、エスパス労働者に対する課税は、非熟練労働者に比べて低くなっている。

海外からの家事労働者には、年齢制限や、義務教育も何年か受けていなければならないといった制限を設けている。また、筆記試験もある。これによって基本的な安全に関する指示が読めることを確認する。現在は新たに海外から家事労働者として入ってくる数が少なく、不足している。雇用安定局が家事労働者の確保に苦勞している。

【Chalamwong (タイ専門家)】

タイの経済は鳥インフルエンザの影響、オイル価格の上昇などにより鈍化した。2003年の成長率6.75%から、2004年は6.2%へと鈍化した。2005年の予測は5.2%ぐらいである。政府が1兆5,000億バーツを、例えば地下鉄等の主要なインフラに、全国的に投資をすれば、GDPの成長率は6.7%に到達する可能性が残っている。しかし、予測されている成長率を達成するのは難しいと思う。津波の災害があったからだ。

失業率は毎年下がっている。2002年は1.76%、2003年は1.54%であった。2004年は1.52%に下がった。また、出生率も下がり、労働力の新規参入率も低い。津波がなければ2005年の失業率は1.36%程度と考えられていたが、前例を見ない津波の影響で2万3,000～10万人の失業者があるかもしれないといわれている。現在、状況を把握している最中である。

タイで働く外国人労働者の数は2003年には220万人であった。この内訳は、滞在期限切れの違法居住者が18.6%、不法就労者が36.3%、登録労働者(3つの隣国、ミャンマー、ラオス、カンボジアから受け入れ)が23.3%、隣国からの難民が5.0%、合法あるいは非合法の熟練労働者が3.7%である。

さて、政府の海外雇用局はタイ人労働者の新しい受け入れ先国を探しているが、傾向としてはタイ人労働者の海外就労は減ってきている。1999年は20万人であったが、2003年には14万7000人、2004年の最初の9カ月にはわずか11万7000人に減っている。タイ人労働者はイスラエル、台湾、マレーシアの3カ国への就労が減っている。

最も最近の移民政策は、未登録外国人労働者に対するのオープン登録制度の導入である。3隣国から来た違法労働者の登録期限は、2004年11月に期限の満了を迎えたが、期限までに25万人の使用者から159万人以上の未熟練労働者の登録申請があった。関係当局は使用者の要請により151万人の登録割り当てを与えた。現在、80万人が健康診断にパスして就労許可を受け取った。違法労働者が登録されたのは5つの職種で、22.03%が穀物や家畜を扱う職種、15.78%が家事労働者、15.63%が漁業、14.06%が建設業、未分類が29.89%である。登録者数は100万人に達する可能性もある。今年の6月に審査期間が終了する。

【Nguyen (ベトナム専門家)】

ベトナム経済は2004年に急成長し、成長率は7.4%になった。今、ベトナムはWTOに加入したと考えている。今年末には加盟したい。これにより貿易の自由化が促進されることを期待している。また、産業構造を労働集約型の産業から技術集約型の産業への切りかえを図っている。したがって、今後、高技能労働者に対する需要が増加してくるとかんがえている。このため農村部に多くいる未熟練労働者の雇用が難しくなる問題が出てくると予想している。

2004年の失業率は都市部で5.5%と低くなっている。農村部の失業率は20～30%となっており、農村から都市への労働者の移動がある。さらに海外への移民が増えている。それが、貧困労働者のソリューションとなっている。

2004年にベトナムは既に6万7,000人の労働者を海外就労させた。マレーシア、韓国、

台湾が主な就労先である。海外で働くベトナム人の違法率が高いことが問題化している。台湾だけでなく、韓国においても、日本においても不法就労しているベトナム人労働者が多い。これを改善するためには、送り出し国、受け入れ国が協力して対処する環境をつくらなければならない。

それから、未熟練労働者が多く、また、貧困者が多くいるので、南中国、カンボジアへの人身売買がまだ行われている。ベトナム政府は、中国政府、カンボジア政府との協力のもとで、人身売買を阻止していきたいと考えている。推定によると、200～3000人のベトナム人女性が、貧困な地域からカンボジア、南中国に送られている。

労働力の対外輸出、これはベトナム政府の優先事項の1つである。それをサポートする基金を立ち上げた。これは低所得労働者、海外へ進出しようとする労働者の支援策である。

【井口（関西学院大学）】

日本は、海外直接投資や域内取引によって回復を達成している。この傾向が、2004年の真ん中で少し変わった。GDPの成長は大きく下がった。失業率は下がって5%以下だが、300万人の失業者がいる。若者の失業率が10%以上と高い。

2003年に79万人の外国人が日本で働いている。永住資格を取る外国人の数が増えてきている。それ以外に不法に日本に入国した外国人もあり、トータルは90万人になる。

2004年に幾つかの政策が政府によってとられた。出入国管理法の改定により、期限を超えて滞在する人の数を下げるために、罰金を上げる、出国命令システムの改善をするなどの措置がとられた。また、難民認定のプロセスが改善された。

さらに、コンピュータ・システムによる移民管理の促進が図られた。生体認証技術を導入した新しいパスポートが2005年度には作成されることになる。また、e-Japan戦略に基づくIT専門家の受け入れ拡大に向けた措置がとられた。

また、出入国管理法の改定により外国人学生も求職の支援を受けることができるようになった。同時に、より厳しく外国人留学生の管理をしていくことになった。期限超えの滞が増えており、問題も起こしているからだ。外国人の不法長期滞在を防ぐために、警察も法務省も対策をとっている。

【渡邊（JILPT）】

日本では多くの研修生、技能実習生を受け入れている。研修生は2003年末で4万5,000人程度、実習生が2万人程度となっている。この制度について聞き取りで調べた。調査で得られた特徴、課題について説明する。

第1に、日本で研修生、技能実習生を受け入れている企業は、人手不足、採用難の対策としてこの制度を利用しているところが比較的多い。300万人の失業者がいるが、縫製業、プラスチック成形といった業種に日本人で働きたいという人が少ないので、この制度を利用している。

第2に、送り出し国側の生産設備、生産技術と、日本の設備、技術が異なっているので、技術移転という制度本来の目的と実態が乖離していることが指摘されている。

第3に、同じ職種、同じ研修分野であるにもかかわらず、研修生、技能実習生が習得する技能のレベルが、企業によって差が出てきている。企業の研修生、技能実習生に対する

考え方、研修のやり方などにより、習得技能レベルに差が出てきている。

第4に、研修制度の中の実務研修が、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで行われている。これは幅広い技術、深い技術の習得に有益である反面、就労と区別することができない。これが問題になっている。それから、非実務研修は、日本語能力の制約で計画どおりに進まないことがあり問題になっている。受け入れ側の企業にとって、研修生、技能実習生は、日本語が十分できないので、どうやってコミュニケーションをとるかが課題になっている。個々の企業のレベルでは、円滑なコミュニケーションを図るためにいろいろな工夫をしているけれども、実務研修の際に労働災害、事故につながる危険性があるので、今後、適切な日本語研修のあり方を検討する必要がある。

企業からは、すぐれた技能実習生については受け入れ期間をもっと長くしてほしい、あるいは再入国を可能にしてほしいという希望が出されている。より高度な技術を習得するためには、現在の3年では十分ではないとの指摘も企業から出ている。ただ、研修生、実習生が長期間日本にとどまると、定着につながるので、帰国のインセンティブが失われることを危惧する声もある。どのくらいの期間が効果的であるのかは、今後、検討していく必要があるだろう。

研修、技能実習を終えた方でも、送り出し国に帰った後、送り出し企業に復帰できる人は非常に少なく、帰国後に改めて求職活動をしなければならない人が多くなってきている。日系企業で働く機会が限られているので、今後の課題として指摘されている。

【鈴木（法務省）】

日本の入管法を2004年に改正したので、簡単に説明したい。近年、治安に対して国民の不安が増大している。原因の1つは不法滞在の外国人問題であるとの認識があり、その対策として入管法を一部改正した。主なものは、罰金を引き上げたり、上陸を拒否する期間、一旦送還された外国人がまた日本に来られる期間を長くしたり、あるいは短くしたりという対策を施した。

私どもが期待しているのは、25万人と言われる不法滞在者をできる限り減らすことだ。そのための措置として、簡単な方法で帰国させる出国命令制度をつくった。これは、不法に残留している人が自ら出頭してきた場合には、簡単な措置、今までの退去強制手続、収容したり、強制的に帰すことではなくて、自ら簡単な措置で帰っていただく制度である。この制度で帰ると、上陸を拒否する期間を、通常は5年間あるわけだが、この制度で帰った人は1年に短くすることで、できるだけ多くの人に帰ってもらうことにした。

罰金の引き上げと言ったが、よほど悪質なケースでない限り、罰金を科すことは今までなかった。出国命令制度で帰る場合にも、罰金を取らないで帰っていただく。

=====

（各国報告に関する議論）

【Wickramasekara（ILO）】

マレーシアでは最近、2国間協定を結び、その中で不法滞在者の本国送還について取り決めたが、移民労働者の保護に関する規定は入っているのか。

【Manogram (マレーシア政府)】

覚書の意図は、正式な形をとろうとしたものだ。覚書を交わす前、ある手順があっても、送り出し国の側がその手順を踏んでいないことがあった。これを排除するために正式な覚書を交わした。移民労働者の保護についてだが、マレーシアでは国内の労働者と同じような形で外国人労働者にも雇用法が適用されている。

【Wickramasekara (ILO)】

台湾についてだが、ある国からは労働者を受け入れないということは、2国間協約を政治的な武器として使っているのではないかという印象がある。労働者の保護はどうなっているのか。2国間協定は政治的な背景に左右されるのではないか。

【Martin (OECD)】

台湾に質問がある。民間のあっせん業者から、2国間協定に変わったことに興味を持っている。これは単に経費を下げようということがモチベーションになったわけではないようだ。各国政府は送り出し国にプレッシャーをかけて、逃亡率を下げることを意図している。これは大変興味深いモチベーションだ。

ただ、この規定をどこまで施行できるのだろうか。国内の監督官が外国人労働者を管理できないので、送り出し国に労働者を取り締まってほしいというのは、奇妙な考え方だ。

【Lee (台湾専門家)】

民間のあっせん業者の仲介料が高かった、それを引き下げるのも1つの理由であった。さらに、不正を少なくすることも1つの理由であった。例をあげると、労働者の事前の身体検査を義務づけていたが、民間の外国人労働者あっせん業者によっては、実際に検査をしないで健康診断書をつくることがあった。もう1つの理由は、逃亡率が高くなっていることだ。こうした理由が重なり、それまであった外国人労働者の輸入システムが破壊された。シンガポール、台湾、香港の3地域においては、正式な輸入システムがあった。韓国は今、それを設定しようとしている。日本には外国人労働者を迎え入れる制度オープンシステムはない。

台湾においては、いろいろな業種で、外国人労働者が雇用されているが、一旦逃亡者が出るとすべてが駄目になってしまう。そこで送り出し国に取り締まりを依頼したのかといえば、それは違う。

台湾政府がベトナム政府に介入を依頼したわけではない。ただ、逃亡をどうにか阻止してほしいとリクエストを出したところ、ベトナム政府が人を派遣して母国語で話して逃亡者を見つけ出そう、不法就労者が隠れ家にいるかどうか捜してみようと応じた。こうしてベトナムの場合には、比較的うまくいった。インドネシア人については、うまくいっていない。

【Nguyen (ベトナム専門家)】

今、台湾では不法就労者を低減しようとしている。ベトナムから職員を台湾に何人が派

遣した。不法就労者を見つけ出し、追及することが目的であった。台湾当局にも協力を呼びかけている。

【井口（関西学院大学）】

逃亡をどのように減らしていくかを議論している。国によって、制度によって対応は違って来る。日本の事例を見ると、外国人労働者、あるいはトレーニングを受けるために来た人が身を隠してしまうことがあるが、対策としては雇用者が人選をする際に、面接をする、文書を書かせる、ということをする、とすると、逃亡率は大幅に下がってくる。雇用者が、トレーニングを受ける人のリストだけを見て判断すると、逃亡率は高い。したがって、事前のチェックが極めて重要だ。人選をする際に、しっかりとしたチェックをすることが本の教訓である。

【Kanapathy（マレーシア政府）】

シンガポールでは、外国人の家事労働者の確保が難しいという。マレーシアも同じ問題を抱えている。インドネシアへの質問だが、なぜ、高い失業率が記録されているのに、家事労働者の海外就労を抑えているのか。

【Panchaweda（インドネシア政府）】

労働者の質を上げたいと考えているので、人の動きを管理している。特に家事労働者に関しては、労働者の質をしっかり管理していきたい。インドネシア人労働者に対する保護は十分ではないといわざるを得ない。シンガポールでは高層ビルで仕事をして事故も起きている。

第5セッション・パート1

『移民、送金、経済発展について』『移民、送金、経済発展に関する最近の研究結果』

【Garson（OECD）】

送金は新しいテーマではないが、テーマとして何回も出てくる理由は多々ある。まず、送金はグローバル化に係わりがある。移民が増えているのも理由の1つである。これによってより多くの金額の送金が行われている。送金は出身国にとっては、場合によってはODAの額を超えることもある。FDI（海外直接投資）や輸出額を超えることもある。送金によって、移民労働者やその家族の生活水準を上げることもできる。

それでは、どんな規模なのか、こういった範囲に及んでいるのか、こういった影響があるのかを見ていく。送金という言葉にもいろんな側面がある。アジアでは、インド、パキスタンで、正式なチャンネルではなくて、ハワラとかいったチャンネルを使って送金することも行われている。IMFのデータは、ある意味では送金額を過少評価しているという人もいる。だから金額は特定できない、いろいろ違う数字が出ている。

送金のマクロ経済に及ぼす影響を見ていくと、おもしろい結果が出てくる。送金は低所得者層、あるいは低・中所得者層というレベルで、非常に高くなっている。インド、メキ

シコを見ると、送金が輸出に影響を与えている。送金は世界中均衡に分配されているとは
いかず、アジアが送金の多くを占めているとあっていい。

どのように送金が行われるのか。OECD諸国を例にとって話を進めると、ポルトガル
の場合、ほとんどの送金は銀行を通して行われている。銀行制度がしっかりしている、銀
行は移民労働者が来るのを待つのではなく、移民労働者の職場に行って送金を依頼してい
る。ポルトガルの場合、取引という概念は使っていない。いろんなサービスを移民労働者
に提供している。移民労働者を非常にいい顧客と考えている。だから顧客が増えれば、ほ
かの金融商品も紹介することをしている。

つぎにトルコの場合だが、この場合も銀行を通して送金される。トルコとドイツの間で
は、送金は2つのトルコの銀行を介して行われている。イズバンクとジラートバンクであ
る。ジラートはローカルな銀行、イズバンクはトルコでも最大手の銀行だ。ドイツからト
ルコへの送金が多くある。移民労働者がトルコの銀行のドイツ支店にお金を入れる、ある
いはドイツの銀行にお金を入れる。貯蓄銀行で、スパカッセンと呼ばれるドイツの銀行は
トルコの銀行と特別な契約を結んでいる。口座に入ったお金を送金して、受け取り側の銀
行がそれぞれの人たちに分配することをしている。だからトルコの銀行制度はポルトガル
とは違っている。非常にいい利率を提供している。

なぜ送金と移民と経済開発の間関係が明らかでないのか。移民労働者の状況が変わっ
てきている、国によって、移民労働者個人に多様性が見られるからだ。政府は、移民の送
金について、なかなか口出しすることができない。悪い政策の例もある。70年代にドイ
ツではお金のチャンネルングのためにユーゴスラビアやトルコで企業をつくったが、これ
は惨たんたる結果に終わった。移民労働者は企業家ではない。多くの失敗があった。アル
ジェリアもそうだ。多くの海外移民労働者がいたが、送金はしなかった。フランスにお金
をとっておいた。アルジェリアの政府の政策がよくなかったからだ。なぜお金をインフレ
率が高いアルジェリアに送金しなければならないのか考えたのである。

移民労働者のお金を誘致するためには、特別な政策、よりよい銀行制度を持つこと、そ
して地域の戦略、発展の戦略をうち立てる必要がある。移民労働者は時には自国とのコン
タクトがない、あるいは資本や金融問題の経験がないことがあるので、これを考慮する必
要がある。

【Skeldon (Sussex 大学、OECD コンサルタント)】

送金に関して3点指摘する。まず、送金を管理したい、もっと効率的に管理したいとい
うことがある。人はお金を使いたいと考える。もっと生産的に使いたい、それによって開
発を促進したいと考える。しかし政府が送金を管理するとなったら、何かしらのね返り
がある。送金は移民から家族に、母国に戻されるお金だ。これは人から人への送金だ。も
し移民が政府の介入があると知ったら、場合によっては送金をやめてしまうかもしれない。
あるいはインフォーマルなセクターを使うかもしれない。だから信用、信頼の確立が重要
になる。政府は介入したいと考えるかもしれないが、送金を管理することで移民の信用を
失うかもしれない。

つぎに指摘したいのは、送金が出身国に戻され、移民が全国に分散していると仮定すれ
ば、貧困対策になり得る。しかし実際には移民は出身国のある地域に偏っている。中国で

はほとんどの移民は3つの省から来ている。それも省の特定の地域から流出している。パキスタンの90%の移民は1つの地区から出ている。だから送金は、全国に戻されるのではなく、特定の家族、特定の村、特定の地域に戻される。この点を理解すべきだ。では、富をどのように国内で分配すればいいのかが課題となる。

送金の問題はあまり表面化しない。移民と貿易について考えると、これは補完なのか、あるいは時間的なものなのかという議論もあるが、例えば農産物の助成金、ヨーロッパ、アメリカは助成金を出すことにより途上国の状況を変えている。貿易政策によって、農村部から都市部への移動が促進される。大きなテーマだと思うが、まだ、この側面については十分な検討が行われていない。ほかにテーマがある。さきほども頭脳流出という議論があった。優秀な人が発展途上国に流出しているというが、話はそんなに簡単なものではない。頭脳流出にもプラスの面はある。アフリカの貧困国で移民のチャネルがあるということになると、それを利用しようとする人が増えてくる。貧困対策に結びつく。だから頭脳流出は決してマイナス面だけではない。教育政策にもかかわってくる。

環境とのかかわりは、あまり注目を集めていない。地震、津波の大惨事があったが、これが世界の気候変動と深くかかわっている。地球の温暖化が長期的には人の動きにも影響を及ぼす。多くの人はこの点に注目をしていない。人の移動が開発にどのような影響を及ぼすのかは多くの人注目しているが、環境との関連はあまり注目されていない。また都市化の進行も人口動態に影響を与えようと思う。

政治的な変化、政府の組織が変わるとか、あるいはもっと透明な政府を打ち立てる、こういったことが起こった場合には、人の流れにどのような影響が出てくるか。人の移動、送金、こういったテーマも重要だが、忘れてはならないのは、そのほかにもいろいろな側面があることだ。人の移動と開発、これは重要だ。送金と開発も重要だ。しかしほかの側面もあることを忘れないようにしていきたい。

【Garson (OECD)】

重要なのは、送金を開発、発展の視点から見ていくことだ。移民はある地区、地域からやってくる。国のある地域出身だ。2年前、正式な要請がモロッコの王からフランス政府にあったわけが、ほとんどのモロッコの移民者でフランスに来る人は、モロッコ北部の出身者であった。この地域の人々は、ほかのモロッコの地域と比べてより豊かだった。そこでモロッコの王がフランスに来て、「モロッコの労働者を使うのはいいが、なぜモロッコ南部、あるいは中部からの人を雇わないんだ」とフランスの当局を説得しようとした。同時に、モロッコの王は送金をうまく使って地元の開発に使おうとした。北部が豊かになり、王様がそういった人々を管理するのが難しくなってきた。北には大きな企業があり、また独立性が中部と比べて強くなっている。こうした問題が背景にある。

2つ目の視点としては、移民の中に資格の十分ある人々が多いことだ。フィリピン人で海外に住んでいる人、OECD諸国に居住している人を見ると、43%は高等教育を受けている。中国でも40%の中国人海外居住者は高等教育を受けている。また韓国生まれの人でOECD諸国で仕事をしている人も高等教育を受けている。ある調査によると、通常高い教育レベルの人が自国に送る金額は少ないというが、それは本当ではない。というのは、この高資格の人々の動きというのは新しいもので、おそらく別の見方をすべきだろ

う。重要な新しい展開だ。

=====

(Garson、Skeldon 報告に関する議論)

【Park (韓国)】

高度な教育を受けた人は自国へ送る金額が少ないという指摘があったが、自国への送金に関して、1つの重要な要素として考えなければならないのは、移民労働者の意図である。もし移民が受け入れ国に滞在するのであれば、お金を自国には送りたくないと思うのではないか。受け入れ国に住みたいからだ。最初に海外に出た韓国の移民労働者は、西ドイツへ行ったわけだが、大学卒業生であった。ドイツにとどまりたいということで韓国への送金はなかった。しかし70年代、80年代に韓国から中東に行った建設労働者は多くのお金を韓国に送金した。この例に見られるように、海外へ行く動機が送金と関係している。

2つ目として自国の経済状況を考えるべきだ。なぜ中東にいった韓国の労働者がほとんどのお金を韓国に送ったかという点、その時点で韓国の経済が急成長しており、多くのチャンスがあったからだ。韓国に送金することにメリットがあった。そのほうが海外でお金を持っているよりよかった。こういった経済的な機会が自国にあれば、自国へお金を送金したほうがいいのか、あるいは居住国で持っていたほうがいいのかという比較ができる。

また、頭脳流出に関してコメントをしたい。自国が機会を与えれば、戻ってきて自国で働く機会を与えれば、海外に行った多くの人材を活用することができる例をあげる。韓国の場合、経済発展の段階で何らかのより高度な技術が必要になったとき、海外に住んでいる、特にアメリカに住んでいる韓国人は、アメリカの仕事と比べると報酬は悪いかもしれないが、それでも戻ってきて韓国企業、政府のために働くことになった。

【Garson (OECD)】

開発というのは1つのことで、送金はまた別のものだ。それにつながりを持たせようとする場合、何が重要かといえば、移民労働者に経済的なチャンス、投資機会を与えることだ。移民労働者を何に投資させたいのか。しかし、文字も読めないような人を会社の社長にすることはできないので、教育を受けた、経験を持つ移民が対象になる。

【Wickramasekara (ILO)】

高技能労働者の送金額は少ないとのコメントがあったが、家族がともにいる、次の世代の子供たちが生まれるという理由があるのではないか。また、中には自国に戻らないという人たちもいる。送金額は、どれぐらいの給与をもらっているかによって額が決まってくる。未熟練労働者だと賃金が高くないので、高い手数料を払って送金することができないかもしれない。

【Garson (OECD)】

中には送金はODAにとってかわるという人もいるが、仕事がなくなってしまったら、送金はできなくなるのだから、持続可能かどうかを忘れてはならない要素だ。

【Skeldon (Sussex 大学、OECD コンサルタント)】

高度な熟練、低い熟練ということが送金額を左右するかということだが、アメリカの人が書いたコペンハーゲンの事例では、男性で、移民労働者で、お金がある人の 59 %は送金する、残りの 41 %は送金しない、となっている。これが示すことは、高技能労働者は送金の金額は多い、しかしその割合は少ない。未熟練労働者は、金額は少ないけれども、多くの割合で送金しているということだ。そこに違いがある。

【Hugo (オーストラリア専門家)】

送金と開発との関係を議論してきたが、ここで重要なのは、これをいかに育成していくか、どういった政策をもって送金されたものをプラスの影響が出るように使っていくかということだ。送り出し国に、送金を投資の機会として提供することも必要だし、人の流れと開発ということを考えて場合に、受け入れ国のことも忘れてはならない。移民労働者が母国に送金をする場合、今までは労働省、入管当局がかかわってきた。ODAは違った省庁が担当している。また送金にかかわる手数料も考えていかなければならない。つまり 1 つの当局だけですべてを扱うわけにはいかない。

【Martin (OECD)】

Parkさんはリターンマイグレーションについて話された。韓国では熟練労働者を必要なときには取り戻すことができるようだ。ほかの国でもできるかどうか。例えばアイルランドを例にとると、アイルランドは 150 年間以上に渡って移民する国民が多かったが、1987 年から今日までの時期に急速に経済発展した。韓国、中国と同じようなペースで経済発展があった。この結果、不思議な現象が起きた。熟練労働者がアメリカから、英国からアイルランドに戻ってきた。アイルランド政府、またアイルランド人がアピールして彼らに戻したわけではない。自主的に戻ってきた。なぜかという、本国が急速に経済が発展したからである。就職先もあり、労働条件もよかった。だから、もし自国の成長を成功させたら、移民が本国に戻ることもある。

私たちがあなたを教育したんだから、戻ってくるのが当然だろうと言っているわけではない。いろいろな文化、いろいろな伝統がある。ここで強調したいのは、移民の帰国も経済発展の重要な要素になり得るということだ。さらに帰国は送金、家族とのリンケージも持っている。だから大きな発展が期待できる。

2005 年 1 月 21 日 (金) (第 2 日目)

第 5 セッション・パート 2

『移民、送金、経済発展について』事例報告

【Arka (インドネシア政府)】

海外で就労するインドネシア人の送金について話す。2002 年から 2004 年の 3 年間に海

外で就労するインドネシア人は、110万818人であった。平均の年間新規雇用人数は約40万人である。就労先はアジア太平洋地域、中東地域である。

インドネシア労働者からの送金は、家族、また労働福祉を高め、また間接的、直接的にその出身地の村の経済発展をサポートしている。年間送金額は1億8,000万ドルである。これは2004年11月現在のインドネシア中央銀行のデータである。したがって、この送金額は銀行を経由して送られた金額である。

送金は、労働者と家族のためにうまく生かされていないこともある。というのは、家族はこの送金に関する認識が薄いからで、したがって、自らの幸福をどのように高めてよいのか分からない。またステークホルダーによって最適な形でこのプログラムは実施されていない。したがって、労働者のためにも、効果的に送金が規制されるべきである。また、銀行口座振替などをサポートしなければならない。さらに生産的な活動のために送金が使われるように指導することも必要であると考えている。

送金のチャネルであるが、まず帰国の際、自分の所得を持ち帰るチャネルがある。2つ目のチャネルは無料で他人に預けるものだ。帰省する同僚にその所得を預ける。3つ目のチャネルは郵便サービスを経由してのものだ。郵便為替、小切手、あるいは小包にして送金する。それから銀行経由の振替、外国為替がある。これは銀行間での送金になる。

インドネシア人労働者と家族はつぎのような形で送金された金を使っている。事業資本として、また水田、あるいは少数の家畜の購入に充てている。それによって家計を直接的、間接的に改善している。また、日常的な必需品の購入、食料、教育費、借金返済に充てている。さらに高級品、電化製品、モーターバイク、宝飾品などを購入するのにも送金が使われている。

インドネシア人労働者の送金プログラムの成功のためには、ステークホルダーの関与を含む指示がなされなければならない。インドネシアのナショナル・バンクは進出国に支店を置いた。香港、シンガポール、日本に支店がある。しかし労働者の送金はまだ最適に管理されていない。労働者本人と家族が安全かつ効果的な送金の手順を理解していないからだ。また、労働者はどのように生産的に送金を活用してよいのかも理解していない。このような状況で、政府としては何らかのプログラムを確立し、効果的に送金が活用できるようにしなければならない、そのためにはステークホルダーの参加を呼びかけている。

【Dimzon (フィリピン政府)】

フィリピンの海外就労に関する経験、送金、経済開発について述べる。

まず最初に数字から入っていきたい。750万人の海外就労フィリピン人が3つに分類できる。まず、正規の海外フィリピン労働者、正規のチャネル、政府を通して出ていった労働者だ。これが300万人。それから160万人の非正規のフィリピン人。ビジネスマン、観光客、宣教師として出国している。ほかの種類はビザで出国したけれども、最終的には海外で就労している。最後に270万人の移民または永住者が存在する。

2002年の調査によると、フィリピン人10人のうち1人は海外労働者だ。毎年270万人が海外労働へ向けて出国していく。197カ国がフィリピン人労働者を受け入れている。移民フィリピン人の年齢グループは29～39歳、彼らの40%は大学教育を受けている。最近、ヘルス・ケア、看護師の需要が高まり、このような数字になっている。海外就労者の

25 %が船員、海上ベースの労働者と呼んでいる。世界の船団の25 %はフィリピン人だ。75 %は地上ベースの労働者で、専門家や技術生産者、サービス業従事者として世界中に展開している。

2004年では、新規雇用(新しい契約)で、27万7,000人がこのカテゴリーに入るが、女性が男性よりも多い。73 %が女性である。フィリピン人の女性がよりよい労働者と言える。ヘルスケア労働者の需要が増えてこのようになっている。契約の種類は、再雇用と新規雇用がある。再雇用は39万2,000人。

2004年の上位5位の受け入れ国は、サウジアラビア、香港、日本、UAE、台湾である。ここ3、4年、この順位は変わっていない。移民の上位5カ国は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本、イギリスである。イギリスへの移民が増加している。ヘルス・ケア労働者が家族をイギリスへ一緒に連れていくことができるようになったからだ。

送金額は1999年から2001年までは下がり、2002年、2003年には送金額が増加している。2000年の減少は政治的な危機の影響である。この年には世界的な経済危機もあった。2004年の送金額をみると、10月の段階で69億ドルになっている。中央銀行の数字では9 %、2003年の同時期に比べ増加している。12月には80億ドルの水準に達しているだろう。

海外フィリピン人労働者の送金元はアメリカ、サウジアラビア、イタリア、日本、イギリスである。順位を見ると、アメリカは1位だが一貫して送金減になっている。サウジアラビアが2位だ。日本は現在4位になっている。イタリアが3位、イギリスが5位だ。

海外フィリピン労働者の送金チャンネルは通常、銀行である。このチャンネルは政府の金融部門によって管理されている。ATM、デビットカード、電子マネー、コンピューターベースのeバンキングがある。携帯電話がフィリピンでは非常に普及しており、これを送金手法とするインターネットベースの金融サービスがさまざまな銀行によって提供されている。信用組合もあるし、送金扱い事業者、郵便サービスもある。eバンキングシステムを備えている銀行はその数が2001年から増えている。2001年は29銀行であったが、2002年では35行、2003年は39行に増え、2004年6月には42行になっている。

さて、非公式の送金制度も海外の労働者はよく使っている。フィリピンの地元の人材あつせん業者が送金を扱っている場合もあるし、海外雇用主の地元のオフィスが給与の送金にもかかわっているし、フィリピン人の民族系の店舗も非常によく使われている。そして現金の送金を行っている。国際宅配便もよく使われている。もう1つの手法は、自分自身でお金を家に持ってくるというものだ。この送金額は捕捉されていない。

海外労働者の送金の効果としては、まず経済成長が促される。消費レベルが高まるからだ。国際収支に好影響を与え、また外貨準備金高が増加する。だから海外フィリピン労働者はヒーローである。さらに送金が労働者の主な家計収入源になっている。国家統計局の調査によると、7.5 %のフィリピン人は送金が家計の主な収入源であると答えている。

海外フィリピン労働者の送金は、ペソをドルに対して強くしている。送金がペソの価値を高めている。3月の卒業の時期になと多額のお金が送金されてくる。それで卒業にかかわる費用を払ったりする。そこが送金額がピークになる時期だ。送金により海外労働者とその家族の購買力を高められている。多くのビジネスが海外労働者を確実な市場としている。子供関係、通信、交通、食料、すべてのビジネスをやりたい場合には、まず海外フィリピン労働者を市場として見る。そしてビジネスを拡大していく。

もちろん、相反する見解もある。ある調査によると、送金によって貧困層の生活水準は高まっていないという。つまり送金への依存症が恒久化してしまう。ほかの設計を立てなくなっている。政府も送金に依存して構造改革を延期しているのではないかとその調査はいつている。一方で、アジア開発銀行の調査は、海外労働者は自分たちのお金は自分で使いたいとの結果を明らかにしている。いろいろな見解がある。いえることは、政府は送金の流れを改善し、送金チャンネルの効率を高めることが必要であることだ。

【Ryan (オーストラリア政府)】

オーストラリアの移民政策の目的は社会的にも経済的にも「国益に沿う」ことだ。第2次世界大戦後に労働力不足になったとき、管理された形の移民プログラムをつくった。基本的には、それ以降、50年にわたって移民は管理されてきている。オーストラリアのほとんどの移民は永住移民であったが、最近は一時的な移民も増えている。

さて、オーストラリアの国益となる移民とはどういうものだろう。国益には3つある。

技能に焦点を当てること、オーストラリアで扶養家族や配偶者と再会すること、人道的な義務、の3点である。このうち移民が技能を持っていることは重要視され、移民プログラムでも焦点が当てられている。

比較的最近まで移民は永住移民が中心で、家族を同伴したり、数年以内に家族が来たりしていた。最近になって家族なしの一時的な移民が増え、送金の問題が見られるようになった。しかし他の国と比較すると送金問題は大きなものではない。一時的なオーストラリアへの移民が増えてはいるが、一時的移民労働者も家族を連れてくることができる。多くの人は連れてきている。そして移民の配偶者やパートナーも労働に従事することができる。夫も妻も働くことができる。また、一時的移民も希望すれば簡単に永住をできる。したがって、おそらく送金はオーストラリアにとってはそれほど大きな問題ではない。

オーストラリアからの送金についてはあまり分かっていない。1999年9月から2000年8月までの間にオーストラリアに入国をした移民を6カ月後と18カ月後に調べた調査がある。それによると、20%の永住移民者は海外へ送金をした、あるいは送金を計画をしていた。送金額は2年間で1,000ドル以下が主だった。送金額は統計で3,300万ドルぐらいたった。

オーストラリアには190カ国からの移民がいる。その多くはイギリス、中国、インドなどである。

オーストラリアの経常国際収支には送金の項目はない。「その他」の中に分類されている。「その他」には非常に多くの項目が入っている。保険料、チャリティーの寄附、各種取引、送金などが入っている。このグループ全体として、年間28億ドルでずっと一定している。このことから送金は重要ではないといえる。「その他」の金額を分類しよう試みたが、無理だった。モデル化されたデータだからである。だからオーストラリアから海外への送金額について詳しく述べることは難しい。

送金と支援についてだが、送金が経済開発に役立つかどうかよく分からないが、ただ、思えるのは、個人間のプライベートな送金のプロセスに政府が介入して、もっといい使い方をさせることは難しいと思う。

結論としていえることは、オーストラリアから海外への送金は、おそらくほかの国と比

べまして重要性は低い。オーストラリアの場合、移民はほとんど家族と同伴で来る。だから、送金の相手がいないわけではないだろうが、来ていない親や兄弟がいるかもしれないが、しかしその割合は小さい。一時的な移民が増えているにもかかわらず、送金額は過去10年、増えも減りもしていない。オーストラリアからの送金に対する調査がもっと必要かもしれない。

【二宮（サンパウロ大学）】

現在、日本には約200万人の外国人がいる。うち約60万人が在日韓国・朝鮮国籍、約40万人が中国、ブラジル人が約30万人、ペルー人が5万人、その他東南アジアのフィリピン人、インドネシア人などである。こういった人たちがどの程度の送金をしているか全部把握しているわけではない。ここでは約30万人の在日ブラジル人の送金について話す。

ブラジルでは送金は大きな話題になってきている。米州開発銀行(Inter-American Development Bank)が、米州大陸における送金の額は2003年に320億ドルに達していると報告をしている。そのうち、ブラジルにどのぐらいの額が入ってきているか、米州開発銀行が作成した資料では約54億ドルと報告されているが、ブラジル中央銀行は20億ドルぐらいと言っている。したがって、34億ドルが、インフォーマルに送金されているのではないかと考えている。日本からブラジルに対する送金はどのぐらいか、約20億ドルと言われていたが、最近少なくなって、2003年は18億ドル程度であると言われている。

なぜ地球の反対側にあるブラジルから日本にこれほどたくさんの人が来ているのかを話したい。およそ100年前、1908年から日本はブラジルに移民を始めた。明治元年から日本は移民政策をとり、ハワイ、カリフォルニア、ペルーなどに移民を始め、ブラジルは20世紀に入ってからだから、比較的遅く移民が始まった。第2次世界大戦前に約19万人、大戦後は約7万人、合わせて約26万人の日本人がブラジルに移民した。これらの人々の子孫、2世、3世、4世、5世を合わせた約140万人が日系ブラジル人コミュニティーだと言われている。人口約1億8,000万人のブラジルにおいて0.7%である。

日本が移民を始めたのは、貧しかったからだ。貧しい農村の方々が、ブラジルに行けば、コーヒーの木には金があるといったキャッチフレーズにつられてブラジルに移民した。しかし金のなるコーヒーの木はなくて、戦前に行かれた方は大変な苦勞をされた。しかし、子供を教育したりして、だんだん社会的には中間層を占めるようになってきた。

1950年代の後半から60年代にブラジルは大規模な国家計画を実行して多大な財政支出を行なった結果、通貨を増発した。このため大変なインフレに見舞われた。1980年代の始めにはブラジルは約1,200億ドルの対外債務を抱えていた。1988年、89年には2000%というインフレを経験した。

そのころ、日本はいわゆるバブル経済、大変景気がよくて、工場などは注文を幾ら受けてもそれをつくれないで困るような状況があった。そこで、昔、中南米諸国、すなわちブラジルとかアルゼンチン、ペルー、パラグアイ、ボリビアといった国に日本はたくさんの移民を送り出していたから、そういった人たちを日本に呼び戻したらどうだろうと考えた人がいて、1980年代の後半からそういった人たちが日本に戻って、「きつい、汚い、危険」な日本の若者たちが敬遠する仕事につき始めたわけだ。

かつて日本人が貧しくてブラジルに移民していったように、今度はその逆の現象が起き

た。ブラジルが貧しくて、日本に働きに来るようになった。もちろん日本だけではなく、ブラジルから海外に約 200 万人近くが働きに出ている。アメリカだけでも合法的な労働者が 20 万人、違法をいれると 100 万人近いブラジル人がいる。EU にも約 50 ~ 60 万人いる。アメリカと EU と日本に約 200 万人がいるわけだ。彼らの目的は、ブラジルでは得られない収入である。

では日本に来ているブラジル人はどのくらいの収入があるのか。バブルの最盛期のころで 3,000 ドルから 4,000 ドルの収入があった。そのころは時間給も 1,000 円以上だったし、それから時間外勤務、普通は 1 日に 2 時間か 3 時間だが、5 時間も 6 時間も時間外勤務をして、1 カ月に 3,000 ドル、4,000 ドルの収入があった。しかも会社の寮に安く住まわせてもらって、お昼や夕飯も切り詰め、娯楽もなく、ひたすらお金をためてブラジルに送ることをやっていた。3 年間で 1 つのタームで、3 年間に 4 万ドルから 5 万ドルぐらいの貯金をして送っていた。

貿易は 2004 年にはブラジルから日本への輸出が 25 億ドル、輸入が 26 億ドルで、ブラジルは約 1 億 2,000 万ドルの輸入超過になっているけれども、10 数億ドルの送金があるから、ブラジルにとっては収支はバランスがとれている。ブラジルの銀行は東京に 6 行あり在日ブラジル人の送金、貯金を引き受けているが、送金の多くはインフォーマルな形で行われている。

送金したお金をどのような形で使っているかが今大きな問題になっている。彼らは 3 年間働いて 4 万ドルか 5 万ドルという貯金をつくるが、そのお金で自分の家を買ったり、これまであった家をリフォームしたり、あるいは車を買ったりする。ブラジルは日本に比べて物価は安いから、そういったふうにお金を使うと、あっという間になくなってしまう。

今では日本はバブルがはじけて、日本における収入は男性で 2,000 ドルから 2,500 ドル、女性で 1,500 ドルから 2,000 ドルぐらいになっている。しかも昔と違って、今ではブラジル製品とか、ブラジルのレストランとか、ポルトガル語のケーブル TV とかがあって、お金を使うチャンスが日本でも多くなってきている。そうするとなかなか目標のお金がたまらない。たまって、ブラジルに持ち帰ってそれを使ってしまう。ブラジルでは普通の人には 2,000 ドルの収入を得られるということはずがない。大体 300 ドルから 500 ドルが普通の日系人の収入だ。そうするとまた日本へ戻ってくる。つまり行ったり来たりという出稼ぎの人たちが増えている。もう 10 年も 15 年も日本に住んでいる人がたくさんいる。

それだけたくさんの方が日本にいと、日本の政府にとってもブラジルの政府にとっても大きな問題になってきている。子供の教育、年金の問題、社会福祉の問題などいろいろな対策が日本政府に要求されるようになってきている。残念なことに犯罪も増えており、警察によると、外国人の中でブラジル人が 4 番目に多く犯罪にかかわっているというし、青少年の非行はブラジル人の子供が第 1 位だという。

どのようにこの問題を解決するか。やはりお金をどのような形で有効に使うかにかかっている。耐久消費財とか、家を買ったりすることに使わせてしまわないで、貯金を、あるいは送金を元手にして、少なくとも能力のある人たちについては、いわゆる起業家として彼らがやっていけるように助けなければならない。米州開発銀行の中に M I F (多国間投資基金)があるが、そこが提唱してブラジル政府、N P O と共同して、彼らに起業家として会社を起こす訓練を施して、どういう形で、どういう仕事をやれば収入が得られるか助

けていくとが2、3年前から始まっている。

=====

（各国ケース・スタディーに関する議論・全体討議）

【Skeldon (Sussex 大学、OECD コンサルタント)】

移民にお金を事業に使わせると、送金がとまり、海外直接投資が始まる。豊かな個人による投資だ。アジア太平洋地域では2つのグループが考えられる。非居住のインド人、華僑は多額の金額を自国に送っている。これは送金なのか、それとも海外投資になるのか。世銀に聞いても答は得られなかった。FDIと送金の違いは何なのか。これによって経済開発という点でも大きく異なってくる。

【Dimzon (フィリピン政府)】

海外フィリピン労働者の投資を見ると、大きなところに投資はしていないが、例えば家を買ったり、土地を買ったりしている。おそらく銀行にも少し貯蓄はある。しかし、フィリピン人に関する限り、投資には直接的な関係はないように思う。

【Martin (OECD)】

非常に重要な問題がこのディスカッションの背後にある。送金に対する態度、これは個々の意思で自国に送金し、自分で自由に使えるんだということだけれども、フィリピンの経験では、政府も収支の形で受け入れるということだから、どんな形で送金をするのかという働きかけがある。

ブラジルでは多くのお金は、消費に回っているという。多くの送金が自営業だとか、独立することに使われるといいかもしれないが、それはどのようにやるのだろうか。それは個人の意思決定だ。ブラジルでは送金の半分はインフォーマルなチャンネルで行われているということだから、これを銀行に貯蓄したほうがいいよ、あるいはサンパウロで小さな事業を起こしたほうがいいよ、ということが言えない。こうした場合に、今述べられたようなビジョンはどのように実行していくのか。

【二宮 (サンパウロ大学)】

国際金融機関、例えばIDBのような銀行はブラジル政府を支援しようとしている。すなわち大きな金額をうまく配分して、ブラジルの政府機関を支援し、あるプログラム、スキームをつくらようとしている。送金を使って、さらに追加資金を持ってきて、あるいは人材研修などにそれをあてがうことによって帰国した移民が何らかの事業につけるようにしようとしている。懸念は、だれもが起業家になれる才能を持っているわけではないことだ。もし起業家になる才能があれば、そもそも日本にも来ていない。国際的な金融機関は、送金を最適化すべきだ。これが重要なポイントだ。だれもが好き勝手にお金を使ってしまうと、何も残らない。だからこのIDBのプロジェクトはかなり野心的だと思うし、成功を祈っている。

【Dimzon (フィリピン政府)】

ほうっておけばよいとフィリピン政府は言っているわけではない。労働者本人と家族の意思を尊重して、自分たちが稼いだお金を、2、3年家を離れて稼いだお金をどうやって使うのかを尊重している。政府が言っているのは、正規のチャンネルを経由するということだ。銀行にもチャンネルの効率化を図り、コスト低減を図るように働きかけている。過去において、不正規なチャンネルのほうが多くの送金を扱っていた。銀行はそれに気づいて改善した結果、昨年の時点で銀行の構成が76%になった。

【Hugo (オーストラリア専門家)】

インドネシアのタンガラのコミュニティーでは大きな送金を長期に受け取っている。しかし、この辺境の地では投資機会がない。したがって、投資の機会を提供することが重要だ。地域の開発計画には、送金が考慮されていない。国家的にはあるけれども、移民は特定の地域から出てくるわけで、明示的に送金を地元の、また地域の計画に取り込むべきだ。そうすると投資機会が生まれる。家を買ったり車を買ったりするだけではなくなる。これが全体的な取り込み、送金を地元の計画プロセスに取り込むことが重要になっていく。

もう1つと指摘したい。インドネシアの例だが、多くの送金が正式な銀行制度を通っているけれども、費用がかかる。正式なところでもお金がとられてしまう、さまざまなレベルでどんどんとられていってしまう。受け入れ国が送金にかかわる組織に対してもっと規制をかけるべきだ。送金額に対する手数料が高過ぎる。

【Panchaweda (インドネシア政府)】

インドネシア政府は送金の使途に関しては干渉していない。しかし、自分たちのために投資をするよう労働者に奨励している。また家計を助けるようにと働きかけている。例えば、家族を自国に残している海外労働者が戻ってくると、効果的にお金を使うようにいう。また家族とともにお金を使いながら小規模なビジネスを立ち上げるように指導している。

【Martin (OECD)】

フィリピンに聞きたい。多くのフィリピン人が海外で労働している。人口全体の約1割だ。送金のライフサイクルをどのように考えているのか。例えば海外に出る人は29歳から35歳で、大多数が女性だということだが、自分の人生の大半を海外で暮らしていれば、所得の大部分を送金し続けるとは思えない。典型的な送金のパターンはどのようになっているのか。例えば外国に定住した場合、引き続き、本国に送金しているのか、あるいはある程度の時期がたった後、今までのように定期的な送金止め、お金は自分の家族に使うというふうに変わってくるのか。

【Dimzon (フィリピン政府)】

フィリピン人は非常に家族とのつながりが強い。送金はずっと、フィリピン人の労働者が雇用されている限り続くだろう。また、収入がある限り送金を続ける。時には100%送っている。

【Martin (OECD)】

どうやって 100 %送れるのか。生活もあるではないか。

【Dimzon (フィリピン政府)】

企業の中には賄いつきのところもあるから、可能であれば全額送金する。自分には何も残さない。

送金を投資に回すことだが、政府も投資をしてほしいと思うけれども、労働者の家族にビジネスの知識、小さなビジネスを運営できるような知識があるだろうか。小企業を起こしても 4、5 カ月するとお金がなくなって事業も失敗し、また送金に頼ることになる。

【Go (フィリピン専門家)】

ライフサイクルの視点からの送金を調査したものはない。海外の移民が結婚して行動が変わるのかという視点は興味深い。全体的に結婚している、していないにかかわらず、女性はフィリピンに定期的に送金する可能性が高い。しかも女性のほうが金額も多い。この件はもっと調査すべきだろう。

【Chalamwong (タイ専門家)】

経済発展と送金についてだが、タイもフィリピンも人を送り出している。過去 20 年間で振り返って、この 2 カ国を比較してみよう。タイもフィリピンも経済発展を推進した。20 年前、フィリピンのほうがタイよりも経済発展が進んでいた。しかしタイとフィリピンを今比較すると、タイのほうが少し進んでいる。だから中期、長期的にどういう戦略を打ち出すのか、経済発展は何が推進力になるのか、それを考えていくことが重要だ。自国内の資源をいかに活用するのか、なるべく国内で労働力を吸収していくことがポイントになる。どのような政策を持って経済発展を遂げようとしているのか、タイとフィリピンでは違っている。フィリピンは人を送り出すことによってこれからの開発を達成しようとしているが、タイは自国内でどうにかしようと考えている。

【Martin (OECD)】

タイは物品を輸出するという戦略を打ち出した。フィリピンはそれも行っているものの、同時に人の移動を重視する政策をとっているわけだ。このテーマは大変おもしろい。

【Dimzon (フィリピン政府)】

タイもフィリピンもアジアだが、環境が違うということだろう。タイが金融危機の時に、市民が外国で獲得したお金を送金してくれということになった。人々は同じようにそれに対応した。フィリピンも同じような危機を経験し、同じように政府が要望したが、対応の仕方が違った。多くの人は家にお金があつてが、銀行にはお金を入れなかった。

【Lee (台湾専門家)】

送金の議論を違う方向に進めていきたい。送金をどのように使っていくか。これは社会的、あるいは文化的な価値に影響される。台湾の 60 年代中ごろから 70 年代中ごろまでの経験を話したい。多くの地方の独身者の女性が都市の工場に働きに来ていた。働いて得た

お金の 80 %、90 %を貯蓄して家族に送っていた。家族は家を買ったりテレビを買ったりはしなかった。というのは孔子の教え、仁の教えがあるからだ。家族は送金を息子に使った。女性は外に出てお金を稼ぎ、男の子は学校に行く。その結果、熟練労働者の供給量が増えた。60年代、70年代の台湾の状況だ。

これと比較して、フィリピンのほとんどの人は結婚し、子供がて、家族のためにお金を使っている。教育や人材投資には使っていない。家を改修した人もいる。マレーシアは家の改修に使っていた。ベトナムはどうだろうか。ベトナムは孔子の影響を受けていると思うが。この視点からいうと、中国本土でも多くの人は何千マイルも離れて上海や北京で働いている。彼らのお金が故郷に戻っているのか。子供の教育に役立てられているのか、あるいは家や消費に使われているのか。

【Nguyen (ベトナム専門家)】

ベトナムの送金は、大体 30 億ドルだが、3分の1がオフィスあるいは銀行サービスを經由している。海外で就労した労働者は1年後ぐらいから送金を始めるが、短期的には送金は貧困の緩和にもつながっている。長期的には経済成長にも影響を及ぼさなければならない。海外から帰国する労働者、また留学生には、何らかのビジネス、事業を興す、貯金を使いながら会社を興すという希望がある。海外での経験を生かし、例えば国際市場とか国際会計に関する知識を身につけて、そうすることを望んでいる。それは就労した国での経験を持ち帰るということである。それをコミュニティにおいて発揮する。ベトナムはこのような形で経済発展を遂げていけると考える。

【Ma (中国専門家)】

移民が国内、国外であったとしても文化的な価値観に深くかかわっていると思う。中国の価値観について言及があったが、中国は長い歴史を有し、文化的な思想がある。儒教、孔子の教えで、特に男の子に対する教育は熱心に行ってきた。送金と地元の出身国の経済発展のつながりは大変密接だと思う。中国においては西から東へと人が国内で移民している。毎年その出身地に送金している。それによって家を建てたり、中にはこのお金を使って小企業を起こす。農村部においては送金額はGDPの30%ぐらいに相当する。だから送金と経済発展が深くつながっている。送金額を使ってスキルアップを図る人もいる。単に教育に向けたものではなく、労働者のスキルアップに使われることもある。

【井口 (関西学院大学)】

問題は、どのように送金を生産的な形で使うかであるが、我々が個々の国の発展戦略を考えると、それは限定的なものになる。しかし、今日すべてを地域ベースで考える、少なくとも2カ国間のベースで考えなければならない。例えば日本は多くの中国人留学生を受け入れている。私自身もそういった学生と面接していて、4分の1、5分の1は、中国に戻ってから企業を立ち上げたいと言っている。よりよい人材をつくる、またよりよいビジネス機会をつくることで、より多くの投資が本国で行われるだろう。新しい戦略をまず2カ国間で考えていくことが、送金を生産性の高い形で使えるかを考えるのに重要だと思う。また、ブラジルと日本の関係、多くのブラジル人の若者が来て、日本とブラジルのつなが

りが深まって、貿易や投資機会が高まれば夢も増えると思う。ブラジルに戻って、中には起業家になる人もいる。

【Nguyen (ベトナム専門家)】

ベトナムでは、銀行サービスが乏しいのでほとんどの送金は銀行以外の経路で送られる。それによって財政、マーケットの透明性が損なわれている。多くの家族が送金を不正に受け取っている。それが不正な金なのかどうか分からないが、非公式なチャンネルで送金されていることは確かだ。銀行以外の経路を使うとその送った金額が受け取れないことがある。また労働者と家族間の送金がうまくいったかどうかのチェック機能もない。小切手などを同国の通貨にかえてもらえないこともある。銀行サービスを改善しなければならない。海外にいるベトナム人は正規の銀行ルートを使うべきだと考えている。

ベトナムにはもう1つの課題がある。汚職対策である。送金が銀行や政府の手が届かないところで行われているがゆえに、汚職に対応することは難しい。所得源を証明せよと言っても、家族からの送金は既に使ってしまったということで証明ができなくなっている。これが汚職かどうか、その判断もつきかねる。この状況を改善するためにも送金管理が重要だ。送り出し国、受け入れ国双方の政府の努力が必要だ。

【Martin (OECD)】

多くの国が習慣的にインフォーマルな、非正規なチャンネルで送金している。不正経路はピンはねをすることもある。汚職もある。だから戦略を打ち出して、銀行、金融機関を改善しなければならない。送金コストを低減し、汚職に対して対策を講じなければならない。ただ、忘れてならないのは、ある文化、社会は銀行を信用していない。銀行は単なる国の機関だ。もし国を信用できないのであれば銀行を信用する理由もない。信用がなければインフォーマルな送金の流れが行われる。

【上野 (JITCO)】

いわゆる中小企業の起業が、最近、中国、東南アジアでその必要性が自覚されてきている。フィリピンのJITCOのカウンターパートのTESDAの新長官は、海外からの送金、あるいは技能研修生が日本で蓄えたお金を元手にして、それに、フィリピンの大統領府が設けている幾つかのスペシャルファンド、あるいはアジ銀とかUNDPのアドバイス、ノウハウ、ソフトウェアも借りながら町おこし、村おこしをやっていきたい、といている。まだJITCOの帰国研修生が大統領府のソフトローンを使ったという話は聞いていないが、そういう形で地域おこしに役に立てるとすればすばらしいことだ。フィリピン政府が町おこし、村おこしに、ローカルガバメントと提携しながら、力を入れているということであれば、ここにいるインターナショナル・コミュニティ全体がお手伝いができるのではないかと思う。

この意味で、送金問題については、インターナショナル・ドナー・エージェンシーの方々も含めた形で議論が深められることが望ましいと感じる。

【Kanapathy (マレーシア政府)】

送金に関しては情報が少ないことが分かった。政府とか国際機関は送金に関心を寄せているが、送金額は国際的に流れる資金の何割だろうか。

【Chalamwong (タイ専門家)】

人の移動、送金は、貧困を緩和する、それから所得の分配を改善することもある。この意味で、日本政府に、もう少し門戸を開放して、より多くの隣国からの人を受け入れてほしいとリクエストしたい。

【Skeldon (Sussex 大学、OECD コンサルタント)】

人の移動と貧困の緩和、これは難しい問題だ。国際移動に関してわかっているのは、貧困者は国際的な移動をしていないことだ。だから送金があっても貧困者層には関係がない。もちろん貧困者にも国内移動はあるけれども、国際移動の送金では彼らは対象外になる。だから、貧困差がさらに広がるという影響も考えられる。

【Wickramasekara (ILO)】

IMFは正式な送金の流れをまとめている、それを見ると、ODA、FDIに続いて大きい。例えば150億ドルの世銀の貸し付けがあるが、今、送金は約1,000億ドルに上っているということから、送金に注目が集まっている。では、貧困にどのような影響があるのか、まだ十分な調査が行われていない。こういう問題がある。熟練労働者の移動は貧困緩和に影響がある。人の移動はグローバル経済にプラスの効果をもたらす、1,500、2,000億ドルぐらいの金額の流れがあるからだ。これはグローバルウェイ、開発の大きな道筋を開くものだと考えられている。

【Martin (OECD)】

日本と韓国は何年にもわたって外国人向けの研修生プログラムをやっている。日本のプログラムに関する昨日報告された調査では、日本の企業も、研修生自体もあまり満足していない。問題は研修生が自国に戻ったときに研修プログラムから得た経験を有効につかえないことだ。これは、自国が日本の技能や資格を認めない、仕事の経験で得たものを認めないのか、あるいは全くそういったものが学ばなかったのか、原因はどこにあるのか。

【Park (韓国専門家)】

韓国には2種類の研修生制度がある。1つは産業研修生だ。彼らが来るときの期待は、研修生としてではなく労働者として仕事をするというものだ。これに関して調査をした。雇用主は彼らの評価を労務費との比較において行っている。この場合、韓国の技能労働者との比較になる。研修期間が終わった後、多くの労働者が逃亡してしまう。そこで政府は1年の研修と2年の就労というプログラムを提供した。別の制度で、最初から3年間の労働者というものもある。

もう1つの研修生制度がある。これは韓国の会社が中国や東南アジアの外国に存在する場合に活用する制度だ。この制度に関する調査によると、研修生の半分は戻ってから韓国に送り出した会社を去る。十分な貯蓄ができて自分の事業を始めたりしたいからだ。また、

韓国の会社の中にはこの研修生制度に満足していないところがある。研修生を韓国に送るが、韓国の海外での組織と韓国の親会社では慣行が異なり色々な問題が出ている。中には現地の労働者を韓国に送ると、戻って来てから言うことを聞かなくなるという声もある。

【上野 (JITCO)】

私は研修生、受け入れ企業の双方が不満出るとの印象には同意しない。フィリピン、ベトナム、中国、いずれも基本的には技能研修制度に満足していると考えている。100 %満足ではないにしても、どのようにこのオペレーションを改善すればいいか分かっている。

さて、日本から戻った人の機会が不足していることは、多くの国々でそのとおりだ。程度の差はあるが。この問題の存在を認識して、我々は各国のパートナーに日本から戻った研修生に対してよりよいチャンスを与えてほしいと要望している。インドネシア政府、フィリピン政府、ベトナム政府は、明確に、そういった問題に焦点を当てる、フォローすると言っている。日本側に関しては、確かに満足していないプレーヤーも存在する。しかし、我々のプログラムの目的は、途上国からの研修生の能力開発である。日本での参加者はこの目的を達成している。

【井口 (関西学院大学)】

日本における外国人研修制度は均一ではない。重要なのは研修生の選定だ。動機づけられた研修生を選ばなければならない。企業からのケアも重要だが、この2つの要素がマッチングしなければならない。マッチングすると成功例を見ることができる。例えば日本語1級をとっている外国人もいる。勤勉でまた満足がいくような仕事をし、帰国後も、例えば元の会社の同僚も訪問したりして同窓会ができ上がることもある。だから、彼らをいかに活用するのか。また日本にいい印象を持ってもらえたか、日本語を習得できたか。彼らが満足を得るのは、私たちのケアにかかってくる。研修制度は可能性があると思う。日本にとっても可能性があり、悪いことばかりではない。うまく活用しなければならない。

【玄播 ()】

私は協同組合で働いている。人の移動についての私の関心は、フィリピン人がケアワーカーとして日本に働くことが厚労省に認められ、それが私たちの仕事にどういうふうに影響するのかである。例えば賃金であるが、一般的には、協同組合の賃金はほかと比べるとやや低い。しかも主婦とか、パートタイムの人が働いているので、そういう人たちとコンペティティブになってくるのではないかと懸念している。

フィリピンの人たちが今後私たちの協同組合と一緒に働いていく可能性があるが、その場合、私たちは適正な賃金を追求していかなければならない。ILO、OECDなどでは、こうした問題をどのように調整していくのか、意見を聞きたい。

【Wickramasekara (ILO)】

労働者の処遇、労働者間の競争についていえば、移民労働者の保護と同時に、国内の労働者も保護しなければならない、賃金も同等にしなければならない。外国人労働者は低賃金でいいことにはならない。平等な処遇、同じような福利厚生が提供されなければならない

い。平等の原則がこの問題に対応してくれる。

【Martin (OECD)】

この問題は、大きな人の移動がある場合にいつでも出てくる。ある種類の労働者、また家事労働者も移民と競争になる。これが労働市場だ。ある労働者の供給を高めると、自国の同じ部門の労働者の賃金や労働条件に影響する。その規模、影響の度合いにはいろいろあるだろう。プラスの場合もあるし、マイナスの場合もある。それは市場の問題、また技能の問題にも依存している。

私は最低賃金の基準があって、その国できちんとやっていけば競争はいいことだと思う。生産性や効率の点でもそれが望ましい。搾取がない限り、これは市場経済の原則だ。地元の労働者の賃金が減るかもしれないが、しかし反対にサービスの価格が下がる。例えば長期的な介護サービスを購入している人は、同じ収入だったとしても、もっとたくさんのサービスを買うだろう。このように市場経済は機能していく。搾取がなく、既存の労働基準がきちんと守られ、自国民と外国人労働者の差別がない場合は、心配はない。搾取や安全基準、健康保険については、国内の関連機関が介入すべきだが、それ以外は市場経済に委ねることになる。

【Dimzon (フィリピン政府)】

フィリピンにおいても同じ問題がある。外国人労働者が何千人もいる。アメリカ人、日本人、イギリス人などが、ゼネラルマネジャーやシェフとして働いている。フィリピン政府としては、最低賃金がきちんと適用されていけばいいと考えている。

【Ryan (オーストラリア政府)】

オーストラリアではすべての従業員に移民であれ、自国民であれ、同じ賃金を払っている。したがって、移民労働者からの搾取はあまりない。移民労働者が入ってきた場合、熟練労働者への影響は小さく、賃金も下がることはない。熟練労働者に対する需要があり、その供給があれば、未熟練労働者にも雇用に就くチャンスが生まれてくる。しかしながら、現状では失業率が高いので、未熟練労働者は移民プログラムの対象とはしていない。

【Foo (シンガポール政府)】

シンガポールは小国だから人的資源が欠如している。外国人労働者が必要だ。同時に地元民の職を守らなければならない。このギャップを埋めるために、内国民と外国人の賃金格差を小さくするために使用者に外国人労働者を雇用した場合、課税している。これは外国人労働者に対する需要をコントロールするための財源になっている。もちろん規定人数とかもあるけれども。

プログラム

【第1日目 2005年1月20日(木)】

9:00	受付	30	
9:30	開会あいさつ	30	小野旭(労働政策研究・研修機構理事長) 青木功(厚生労働省職業安定局長)
10:00			
10:00	第1セッション	60	『アジア地域における国際的な人の移動の状況及び移民政策の改善状況について』 報告：井口 泰(関西学院大学教授) ディスカッション
11:00			
			休憩 (15分)
11:15	第2セッション	60	『ILO総会「移民労働者に関する委員会」における一般討議の結果及びその後のILOの取組状況について』 報告：ピヤシリ・ウィクラマセカラ(ILO社会的保護総局上席移民専門官) ディスカッション
12:15			
12:15	第3セッション	30	『韓国における外国人労働者雇用認可制度』 報告：リー・ヨーサン(韓国労働省外国人労働力政策課課長補佐) ディスカッション
12:45			
		90	昼食(90分)
14:15	第4セッション	90	『各国専門家の国別情勢報告と討議』 座長：山川 隆一(慶應大学教授) 各国専門家の報告 ディスカッション
15:45			
			休憩 (15分)
16:00	第5セッション (スペシャルセッション・パート1)	60	スペシャルトピック: 『移民、送金、経済発展について』 1. 基調報告 「移民、送金、経済発展に関する最近の研究結果」 報告：ジャン・ピエール・ガルソン(OECD 雇用労働社会問題局非加盟国経済・国際移民課長) 報告：ロナルド・スケルドン(OECD コンサルタント、英サセックス大学教授) ディスカッション
17:00			
18:00	レセプション		於：新橋 愛宕山東急イン
20:00			

【第2日目 2005年1月20日(木)】

9:30	第5セッション (続き) (スペシャルセ ッション・パー ト2)	105	<p>スペシャルトピック『移民、送金、経済発展について』(続き)</p> <p>2. 事例報告</p> <p>座長：ジャン・ピエール・ガルソン</p> <p>報告：</p> <p>インドネシア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイ・グスティ・マデ・アルカ(労働移住省海外雇用サービス総局長) <p>フィリピン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルメリータ・S・ディムゾン(フィリピン海外雇用庁次長) <p>オーストラリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョン・フランシス・ライアン(移民・多文化・先住民局経済人口統計分析部長) <p>日本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二宮正人 (ブラジル・サンパウロ大学教授) <p>ディスカッション</p>
11:30			休憩 (15分)
11:45			<p>3. 質疑応答</p> <p>一般参加者からの質問を含むオープン・ディスカッション</p>
12:00			
12:00	クロージング	30	<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ジャン・ピエール・ガルソン(OECD) ピヤシリ・ウィクラマセカラ(ILO) 井口泰 (関西学院大学教授) <p>あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> 薦田隆成(JILPT 労働政策研究所副所長)
	閉会あいさつ		
12:30	閉会		

参加者

[専門家]

1. オーストラリア

Prof. Graeme John Hugo
Federation Fellow Professor Geography and Director of the National Centre for Social Application of GLS, The University of Adelaide

2. チャイニーズ・タイペイ

Prof. Joseph S. Lee
Professor of Human Resource Management, National Central University

3. 香港 (中国)

Prof. Stephen W. K. Chiu
Professor, Department of Sociology, The Chinese University of Hong Kong

4. インドネシア

Ms. Tara Bakti Soeprbo
Associate Director, Demographic Institute, Faculty of Economics, University of Indonesia

5. マレーシア

Ms. Vijayakumari Kanapathy
Senior Analyst, Institute of Strategic & International Studies (ISIS)

6. 中国

Prof. Ma Yongtang
Director for Overseas Labour and Employment, Studies Division, Institute for International Labour Studies, Ministry of Labour and Social Security, P.R. of China

7. フィリピン

Prof. Stella Peralta Go
Associate Professor, Behavioral Sciences Department, Dela Salle University

8. 韓国

Prof. Park Young-Bum
Professor, Department of Economics and Information, Hansung University

9. シンガポール

Dr. Yap Mui-Teng
Senior Research Fellow, Institute of Policy Studies

10. タイ

Dr. Yongyuth Chalamwong
Research Director, Thailand Development Research Institute Foundation

11. ベトナム

Dr. Nguyen Xuan Nguyen
Vice Director, Economic Secretariat, Central Executive Committee for Government, VPTW

[政策担当者]

1. オーストラリア

Mr. John Francis Ryan
Director, Economic and Demographic Analysis, Department of Immigration and
Multicultural and Indigenous Affairs

2. 香港（中国）

Mr. Li Chi Chung Simon
Labour Officer, Employment Agencies Administration, Labour Department, Hong Kong
SAR Government

3. インドネシア

Mr. I Gusti Made Arka
Director General of Employment overseas Services, Department of Manpower and
Transmigration

Ms. Fifi Arianti Panchaweda
Director for Socialization & Guidance for Indonesian Overseas Placement

4. マレーシア

Mr. Mr. P Manogran
Secretary General, Ministry of Human Resources

Mr. Asri AB Rahman
Principal Assistant Secretary, Labour Policy Division, Ministry of Human Resources

Mr. Sahar Darusman
Under Secretary, Human Resources Division, Ministry of Human Resources

5. 中国

Mr. Xin Zhao
Program Officer, Ministry of Labor and Social Security, PR.China

6. フィリピン

Dr. Carmelita Singian Dimzon
Deputy Administrator, Philippine Overseas Employment Administration

7. 韓国

Ms. Lee So-Young
Deputy Director, Foreign Work-Force Policy Division, Ministry of Labor

8. シンガポール

Mr. Nigel Foo Jong Meng
Senior Manager (Policy), work Pass Division, Ministry of Manpower

9. タイ

Mr. Songsak Tantayotin
Deputy Director-General, Department of Employment, Ministry of Labour

10. ベトナム

Mr. Nguyen Ngoc Nguyen
Deputy Director General, Department of Overseas Labour, Ministry of Labour, Invalids
and Social Affairs

[OECD]

Mr. John Martin
Director of Directorate for Employment, Labour and Social Affairs, OECD

Mr. Jean-Pierre Garson
Head, Division for Non-Member Economies and International Migration, DELSA, OECD

[OECD Consultant]

Prof. Ronald Skeldon
Professor, School of African and Asian Studies, University of Sussex

[ILO]

Mr. Piyasiri Wickramasekara
Officer in Charge, International Migration Programme, International Labour Office

[日本]

【専門家】

Prof. Yasushi Iguchi
Professor, Faculty of Economics, Kwansai Gakuin University

Prof. Ryuichi Yamakawa
Professor, Faculty of Business Law, University of Tsukuba

Prof. Masato Ninomiya
Professor, University of Sao Paulo, Brazil

Prof. Akira Ono
President, The Japan Institute for Labour Policy and Training (JILPT)

Mr. Takashige Komoda
Vice Director General, Research Institute for Labour Policy, JILPT

Mr. Hiroaki Watanabe
Senior Researcher, JILPT

【政策担当者】

1) Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW)

Mr. Isao Aoki
Director-General, Employment Security Bureau

Mr. Makoto Ogawa
Director, Foreign Workers' Affairs Division Employment Security Bureau

2) Ministry of Justice

Mr. Yuichi Suzuki

Deputy Director of the General Affairs Division, Immigration Bureau

3) Ministry of Foreign Affairs

Mr. Noboru Yamaguchi

Senior Coordinator, Foreign Nationals' Affairs Division

【事務局】

Ms. Kumiko Morizane

Deputy Director, Foreign Workers' Affairs Division Employment Security Bureau, MHLW

Mr. Makoto Yoshida

Section Chief, Foreign Workers' Affairs Division, Employment Security Bureau, MHLW

Ms. Ryoko Chuji

Officer, Foreign Workers' Affairs Division, Employment Security Bureau, MHLW

Mr. Sumio Sakai

Deputy Director, International Affairs Department, JILPT

Mr. Masato Takahata

International Affairs Department, JILPT